

# 池田町まちづくり 推進プラン

～ 自立のまちづくりに向けて～

< 平成 19 年度～平成 28 年度 >



平成 19 年 3 月

●花とハーブの里●信州あづみ野●  
**池田町**



## は じ め に

当町の財政状況は、長引く景気低迷の影響による税収の落ち込みや「三位一体の改革」により地方交付税が減少する一方で、義務的な経費の増加により財政が硬直化していることや、これまでに実施してきた大型公共事業に伴う借入金の返済が財政を圧迫していることから、大幅な財源不足が発生しており、非常に厳しい状況にあります。

こうした状況は他の自治体においても同様に生じており、全国的には「平成の大合併」による市町村の再編が進みましたが、当町においては、住民意識調査の結果を踏まえ、当面、合併せずに単独での行政運営を行っていく「自立のまちづくり」を選択しました。

しかしながら、現在の収支状況を前提として推計した試算においては、今後とも大幅な財政赤字の発生が見込まれており、簡素で効率的な行財政運営の実現を目指し、徹底した行財政改革により収支の均衡を図るよう取り組まなければなりません。

このため、「自立のまちづくり」を円滑に進めていくための指針として、「まちづくり推進プラン」を策定することとしました。

このプランは、町の財政がさらに厳しさを増すものと予想される中、第4次総合計画に掲げる「北アルプスと田園に抱かれた自然と住環境を大切にする町」の実現に向けた施策にどう取り組んでいくかを示したものであり、「財政の健全化」、「協働のまちづくり」、「元気と魅力あふれるまちづくり」の3つを柱としています。

計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間としており、前期を行財政改革への集中的な取組により財政状況の健全化を目指す期間と位置付け、こうした取組による一定の収支改善効果が期待される後期にあっては、収支の均衡・安定に配慮しつつ、適正な財政規模に見合うまちづくり施策に取り組むこととしています。

このプランの策定に際しては、14名の住民の皆様には検討委員をお願いし、まちづくりに対する情熱と期待のこもった熱心なご審議と多くのご意見をいただきました。今後の施策に反映してまいりたいと考えており、ここに厚くお礼を申し上げます。

大幅な歳入増加が見込めない状況の中で、収支の均衡を確保していくためには、歳出の削減に取り組まざるを得ませんが、行政のみでは実現が困難であり、「自助・共助・公助」の原則の下に、住民の皆様にも負担の増加をお願いしなければならない状況ですが、行政においても、厳しい認識のもとに徹底した改革に取り組む所存ですので、当町の財政基盤を将来的にも健全な状態に維持・安定させるために不可欠な措置としてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成19年3月

池田町長 山崎 袈裟盛

# 目 次

はじめに

<b>第1 まちづくり推進プランの策定に当たって</b>	・・・ 1
1 策定の背景	
2 自立に向けた課題と展望	
3 まちづくりの方向性	
<b>第2 池田町の現況と課題</b>	・・・ 3
1 町を取り巻く環境の変化	
2 財政シミュレーション	
<b>第3 目指すまちづくりの将来像</b>	・・・ 13
1 町の将来像	
2 実現に向けた取組の柱	
<b>第4 施策の展開</b>	・・・ 14
効率的で効果的な行財政運営の推進	・・・ 14
歳出削減に向けた取組	
1 人件費の削減	
2 事務事業の整理合理化	
歳入増加に向けた取組	
1 税収確保	
2 町有財産の有効活用	
3 施設使用料の見直し	
4 その他	
まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力	・・・ 29
・ 住民団体等が行うまちづくり活動への支援	
・ 行政情報の積極的な公開	
・ 政策形成への住民参加の推進	
元気と魅力あふれるまちづくり	・・・ 32
・ 快適居住創出プロジェクト	
・ 産業雇用創出プロジェクト	
・ 美しいまちじっくり満喫プロジェクト	
<b>第5 今後の財政収支見通し</b>	・・・ 35
・ 収支不均衡への対応	
< 資料 >	
用語解説	・・・ 37
策定経過	・・・ 39
検討委員から寄せられた主な意見	・・・ 40

## 第1 まちづくり推進プランの策定に当たって

### 1 策定の背景

近年、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しています。少子・高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、IT（情報通信技術）の急速な進展などといった広範な社会情勢の変化の中で、人口減少・超高齢化社会への対応、質の高い生活環境の整備など住民ニーズは多様化、高度化してきており、適切かつ効率的な対応が迫られています。

また、景気は回復基調にあるとはいえ、右肩上がりの経済成長が望めない現状において、国際化の進展による産業の空洞化など経済構造の変化に伴う先行き不透明感を背景として、地域経済は引き続き厳しい状況に置かれており、こうした中で、地方自治体の財政状況も非常に厳しいものとなっています。

一方、国においては、地域的な社会・経済条件の多様性や住民の求める行政サービスの多様化を背景として、本来の地方自治の姿である、地方のことは地方自身が自らの判断と責任において決定することを原則とする「地方分権」を推進しており、平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により地方の役割分担と責任領域が明確に規定されました。

さらに、地方に関する国の関与を縮小し、地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、国は、国庫補助・負担金の削減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲を同時一体的に進める「三位一体の改革」を推進してきました。

こうした状況において、地方自治体には、社会・経済情勢の変化や地方分権改革の進行に適應するための体質の強化が求められており、その対応のひとつの手段として、特例的な優遇措置が盛り込まれた「市町村合併特例法」による市町村合併への取組が、全国的に進みました。

池田町においては、地区懇談会を開催して町民への現況説明や意見聴取を行うとともに、二度にわたり合併に係る住民意向調査を行い、その結果を受けて、議会・行政がそれぞれ慎重に審議した結果、当面、他の市町村とは合併せず、「自立のまちづくり」を進めていくことを選択しました。

### 2 自立に向けた課題と展望

「自立のまちづくり」が目指す目標は、町民が、一人ひとりの顔が見える身近な環境の中で、自主的に意欲を持って生活できる地域社会をつくりあげていくことだと考えますが、市町村行財政を取り巻く社会・経済情勢がより一層厳しさを増す中であって、「自立のまちづくり」を推進するには、多くの課題を乗り越えていかなければなりません。

町財政が置かれている厳しい状況の克服は、大きな課題のひとつです。歳入にあっては、景気低迷の影響を受けて町税収入が大きく落ち込むとともに、「三位一体の改革」の影響により地方交付税交付額が大幅に減少する一方、歳出にあっては、公債費や扶助費・人件費といった義務的経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

このため、町では、平成 11 年度に池田町行政改革推進委員会の答申を受けて策定した「第 3 次池田町行政改革大綱」及び平成 17 年度に同委員会から受けた「池田町行政改革に関する答申書」に基づき、職員数の削減や事務事業の見直し、事務経費の節減などにより人件費や物件費等の削減を進め、歳出の抑制に努めてきたところですが、近年における歳入の大幅・急激な減少は、想定の範囲を超えており、町の財政構造は弾力性を失いつつあります。

今後についても、歳入総額のおよそ半分を占め、最大の財源となっている地方交付税は、引き続き減少が見込まれており、町財政は、さらに厳しさを増すことが予想される中で、さらに効率的で効果的な行財政運営を確保するため、行財政改革の一層の推進を図らねばなりません。

### 3 まちづくりの方向性

池田町は、近年、下水道、町営住宅、学校、スポーツ・文化施設、福祉施設、農業施設等の社会基盤整備の充実を図ってきましたが、これらが一段落することを踏まえ、当面、大規模な投資的事業の実施を控えるとともに、町税や公共施設使用料などの自主財源確保に向けた取組により、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることが重要となります。

こうした限られた財政状況の中で、まちづくりを推進していくためには、住民の協力が不可欠となります。住民と行政との役割分担の明確化と協働によるまちづくりを推進するため、行政に対する依存意識の変革とともに、住民が協働でまちづくりに参画するという意識の醸成に取り組みます。

行財政改革というと消極的な取組が中心とはなりますが、まちづくりの目標はこれだけではなく、池田町総合計画の実現にあります。このため、少子・高齢化の進行等の現状に対応するために優先実施が必要な事業、地域経済の活性化や生活環境の整備に向けて新たに取り組む施策の検討も必要となります。

これらの視点に立ち、池田町第 4 次総合計画に示された「北アルプスと田園に抱かれた自然と住環境を大切にす町」の実現を目標に、この「自立のまちづくり」推進のための計画の策定を新たなまちづくりの出発の機会としてとらえ、住民と行政がともに汗を流すことにより、希望と誇りを持てる「池田町」を築きます。

## 第2 池田町の現況と課題

### 1 町を取り巻く環境の変化

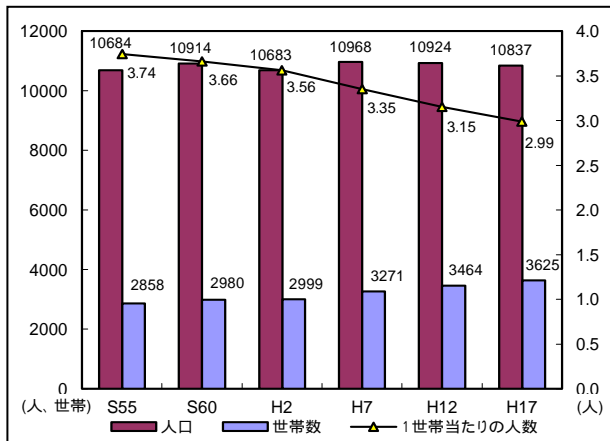
#### (1) 人口減少と少子・高齢化

##### 人口と世帯数の推移

池田町の人口は、近年、ほぼ横ばいで推移しており、平成17年4月1日の住民基本台帳人口は10,837人となっています。

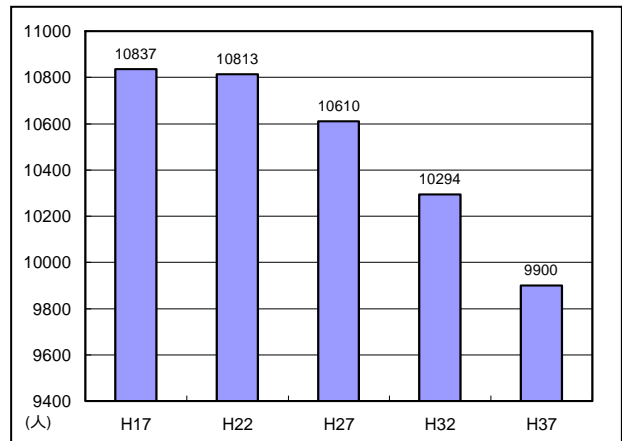
また、町が都市計画マスタープラン策定に際して平成17年度に推計した将来人口は、平成27年度が10,610人、平成37年度が9,900人と減少傾向の予測となっています。

池田町の人口と世帯数の動向



(資料：住民基本台帳)

池田町の将来推計人口

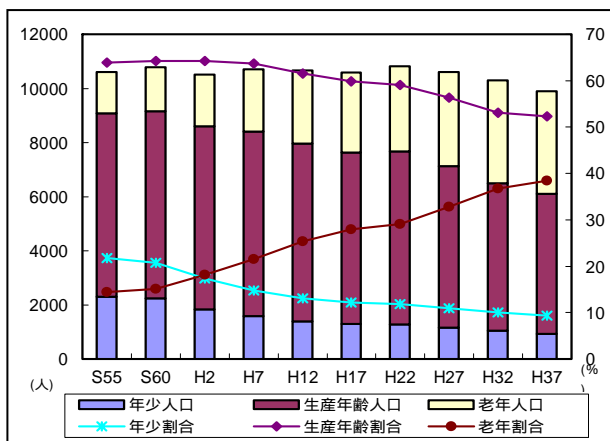


(資料：町づくり推進室資料)

##### 少子・高齢化の進行

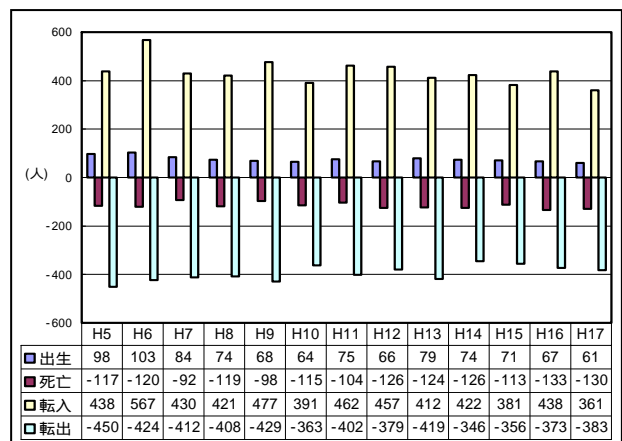
当町においても少子・高齢化の進行は顕著であり、平成7年の国勢調査で65歳以上(老年人口)21.5%、15歳未満(年少人口)14.8%だった構成比が、平成17年には、それぞれ27.9%、12.2%となり、さらに、平成27年度の将来推計人口においては、それぞれ32.8%、10.9%と予測されています。

年齢区分別人口の推移



(資料：国勢調査、町づくり推進室資料)

人口動態



(資料：人口動態統計)

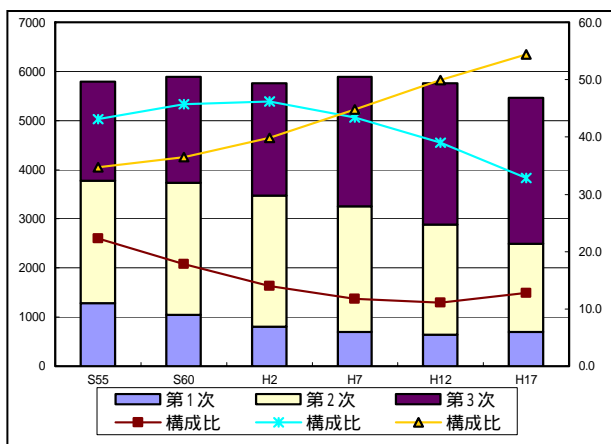
こうした状況においては、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による地域経済活力の低下や集落の縮小による地域社会の崩壊などの影響が懸念されるところであり、池田町第4次総合計画における目標人口の1万1千人を確保するためには、質が高くきめ細かな子育て支援策の実施による若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境整備や、優良な宅地の整備・供給により町外からの流入人口の増加を図ることが課題となっています。

(2) 地域経済の活性化・生活基盤の整備

産業の現況

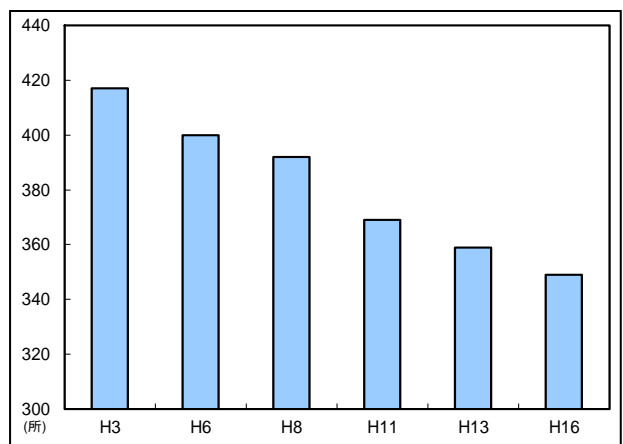
就業者数は、平成17年は5,528人(分類不能の産業を含む。)となっています。産業別の内訳を平成12年と比較すると、第二次産業が2,247人から1,789人で20.4%減少していますが、第一次産業は639人から700人で9.5%、第三次産業は2,870人から2,973人で3.6%ともに増加しています。事業所数(民営)は、減少傾向が続いており、平成16年は349事業所となっています。農業産出額、製造品出荷額、商品販売額を平成6年と平成16年で比較すると、それぞれ34.1%、22.7%、34.3%となっています。主な観光施設等の利用者数は、この数年横ばいであり、平成17年は231,874人となっています。

産業別就業者数の推移



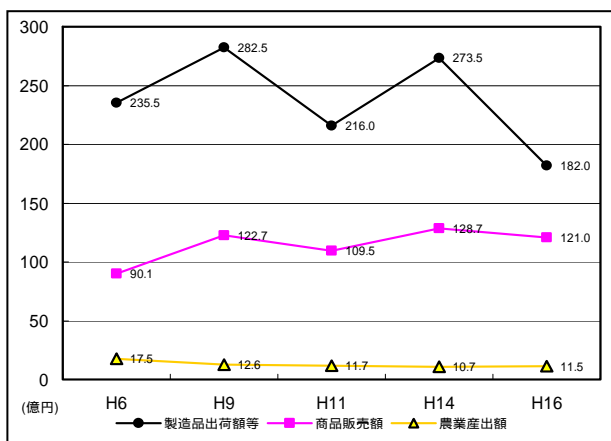
(資料：国勢調査)

事業所数(民営)の推移



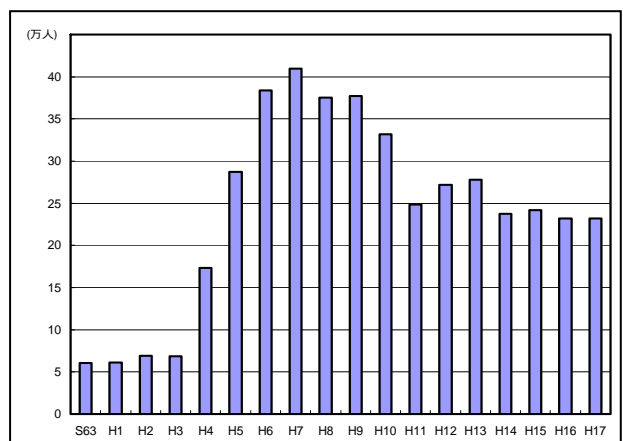
(資料：事業所・企業統計)

製造品出荷額等の推移



(資料：工業統計、商業統計、生産農業所得統計)

観光施設等利用者数



(資料：町振興課資料)



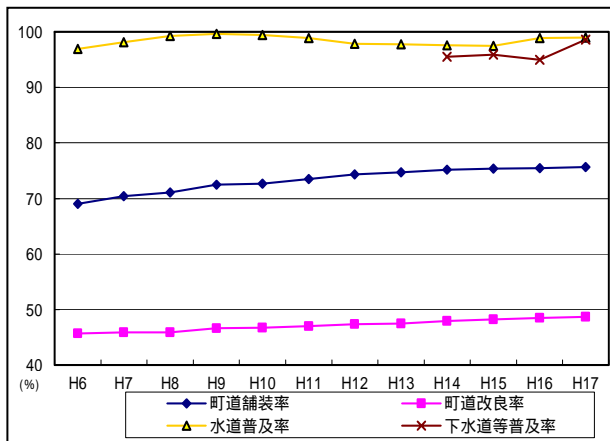


## 社会資本整備の現況

町道延長は平成 17 年 4 月 1 日現在 310.682km、うち改良済延長は 151.307km、舗装済延長は 234.920km で、改良率・舗装率は、それぞれ 48.7%、75.6%で県平均を上回っています。

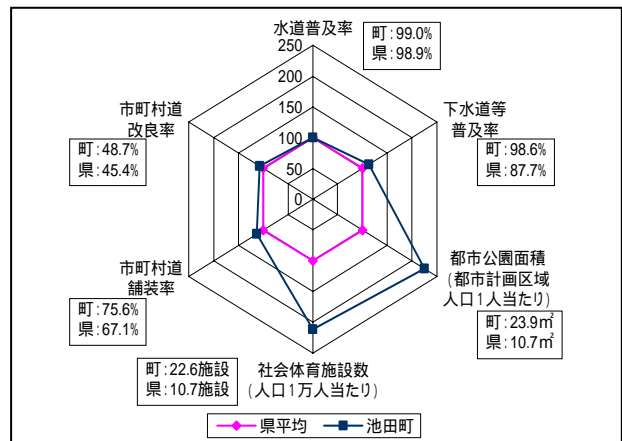
また、水道普及率は 99.0%、下水道普及率は 98.6%、都市公園面積は 23.9 m<sup>2</sup>/人、社会体育施設数については 22.6 施設/万人となっており、いずれも県平均を上回っています。

## 道路・上下水道の推移



(資料：県統計資料)

## 社会資本整備の状況



(資料：県統計資料)

産業の状況については、景気動向や人口減少などの影響を受け、就業人口なども徐々に減少していますが、地域が活力を失わないためにも、また、安定的な町税収入を確保するためにも、今後とも、農林業や商工業の事業者の円滑な事業活動を支援する産業振興施策を継続するとともに、新たな活力の創造に向け、町内での就労機会の拡大や利便性の向上につながる新規の企業誘致のための用地確保や自然・景観を活かした観光振興の推進などへの積極的な取組が求められています。

社会資本の整備状況については、町道改良率・舗装率、下水道普及率、都市公園面積、社会体育施設数などにおいて、当町は県平均を上回っています。近年、重点的に実施してきた投資的事業の成果によるものですが、これらもほぼ一段落することから、現下の厳しい財政状況を踏まえ、当面、投資的事業については、大規模なものを控えつつ、生活に密着し、緊急性・必要性の高い箇所から計画的かつ経済的な整備を行うこととし、財政の健全化に寄与する必要があります。

なお、産業振興・社会資本整備に当たっては、町の最高の資源である自然・環境を守り育てることに配慮しながら、一方では、その魅力を最大限に活用する取組が求められています。

(3) 財政状況の悪化・行財政改革の推進

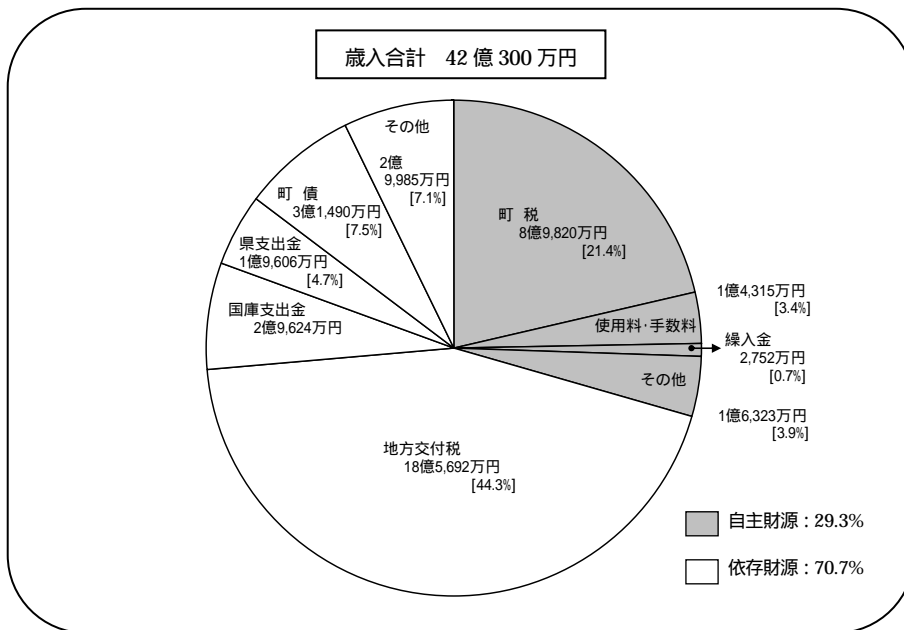
財政状況

平成17年度の普通会計の決算状況は、歳入が約41億9,607万円、歳出が約41億336万円となっています。

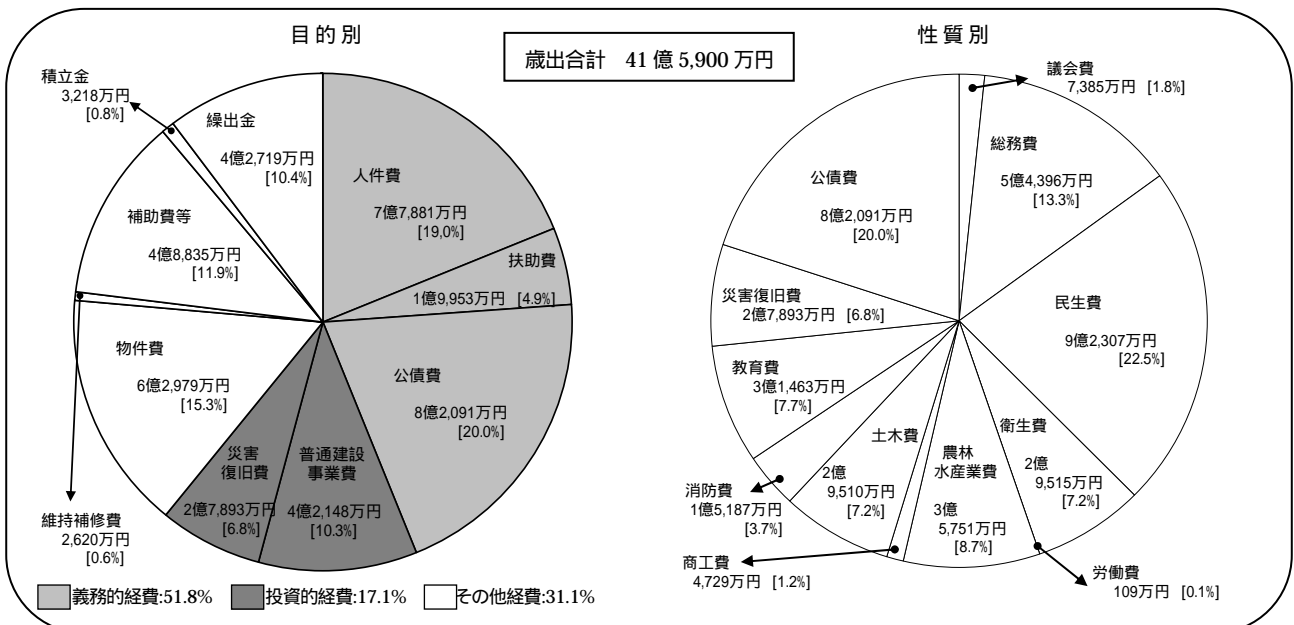
歳入では、自主財源が29.4%、依存財源が70.6%となっており、町税を中心とする自主財源の確保が課題であるとともに、依存財源の中でも特に大きな割合を占めている地方交付税の今後の動向が、町の歳入にとっての最大の影響要因となります。

歳出では、公債費、人件費、物件費、補助費等といった経常的な経費の占める割合が高くなっており、歳入の伸びが期待できない状況においては、こうした経費の縮減や新たな地方債の発行抑制が課題となります。

H17 歳入決算額の内訳



H17 歳出決算額の内訳

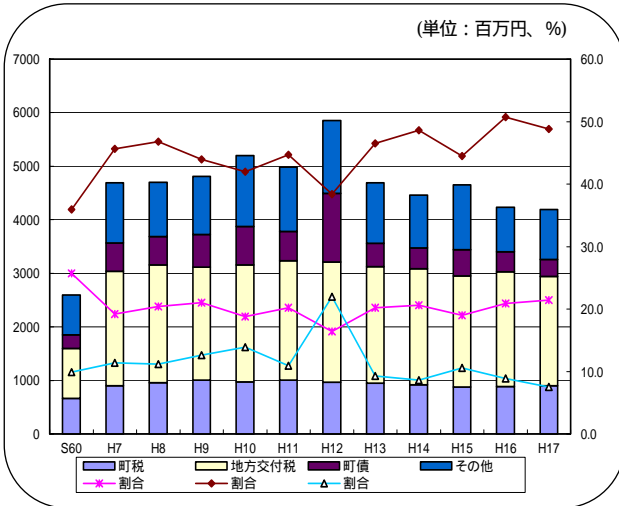


普通会計の決算額は、平成12年度の約58億円（総合福祉センター建設の影響による一時的な増加を含む。）をピークに減少傾向で推移しており、平成17年度は、約41億円となっています。

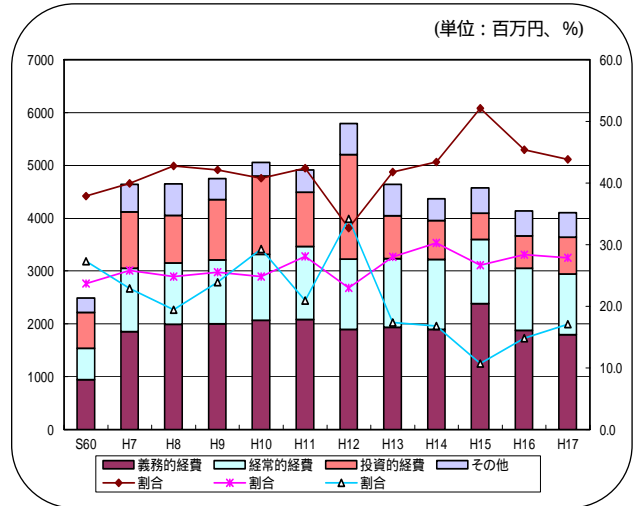
歳入の内訳について、町税は、9億円前後で推移していますが、景気低迷の影響を受けて、減少傾向にあります。地方交付税は、歳入全体のおよそ半分を占めますが、国が進める「三位一体の改革」により減少しています。

歳出については、歳入の減少を踏まえ、退職不補充による人件費の抑制や物件費の節減により、経常的な経費の削減に取り組み、健全財政の堅持に努めています。

歳入決算額の推移



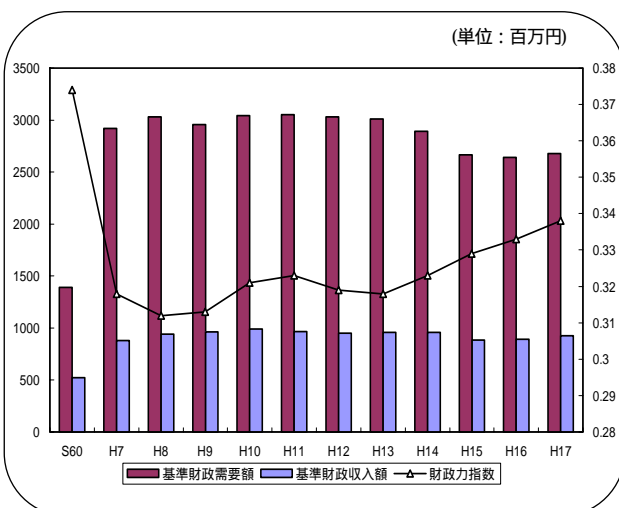
歳出決算額の推移



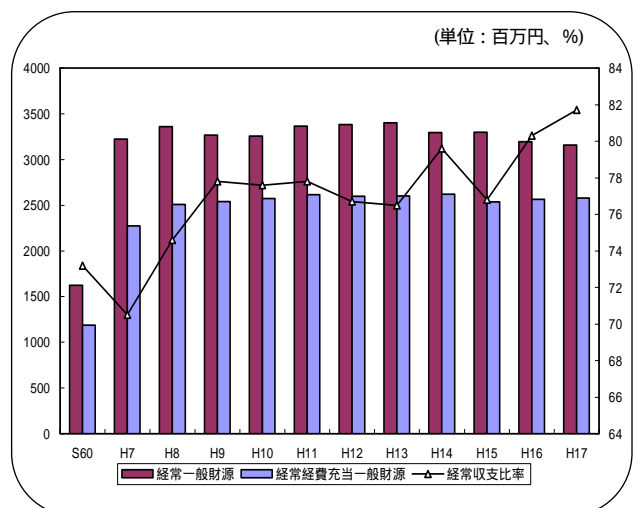
財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、平成17年度においては、0.338となっています。

経常収支比率は、財政の健全性を判断する指標で、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表しており、平成17年度においては、81.7%となっています。この比率が高くなると、公共施設の整備などに充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなるため、一般的に70~80%が望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

財政力指数の推移



経常収支比率の推移

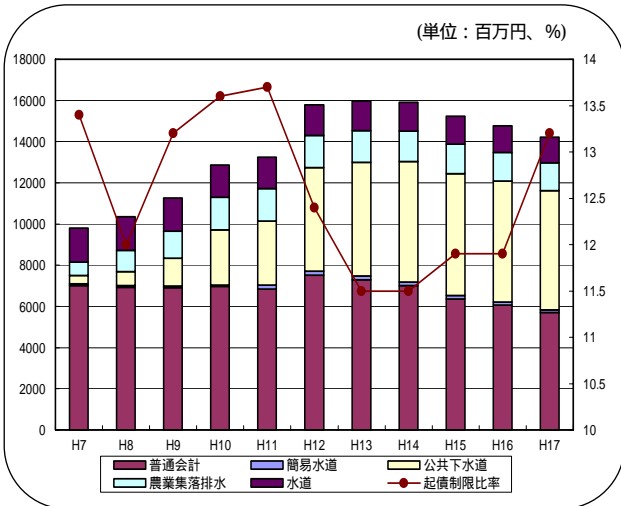


地方債は、財政運営上の資金調達手段であると同時に、学校・道路・公園など、長期間にわたり効果を生ずる施設整備に当たり、将来利用する住民の方々にも費用の一部を負担していただく方法として活用しています。平成 17 年度末における残高は、特別会計を含め 142 億 1,345 万円です。

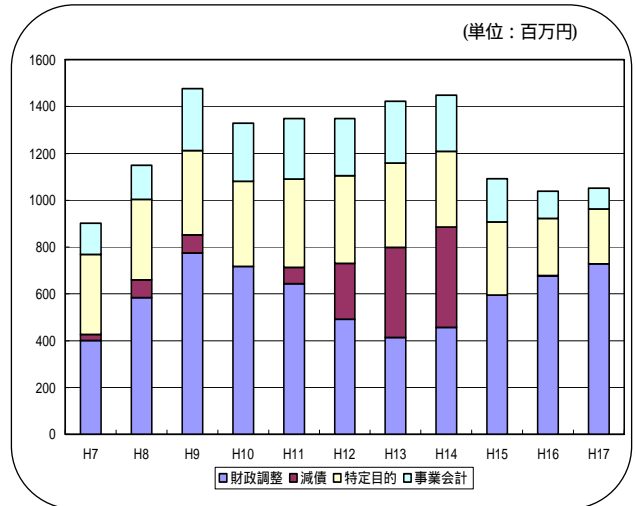
起債制限比率は、公債費（地方債の元利償還金）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合を表す指標で、平成 17 年度においては、13.2%となっています。

基金は、特定の目的のために積み立てた資金で、必要なときに取り崩して使用することで財源の調整機能を果たします。平成 17 年度末における残高は、特別会計を含め 10 億 5,210 万円です。

町債の推移



基金の推移

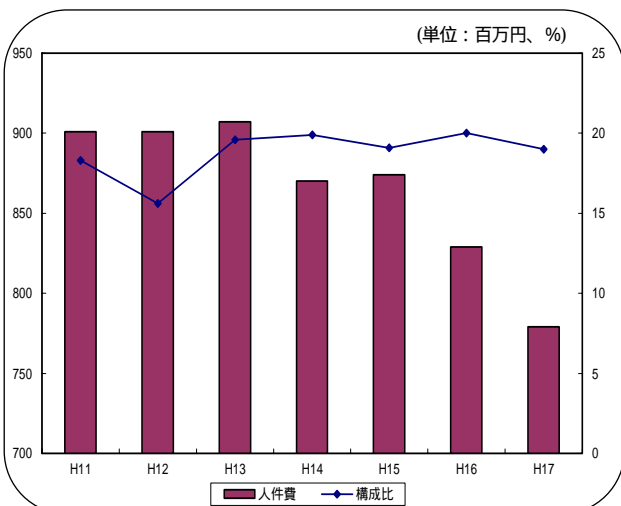


人件費・職員数

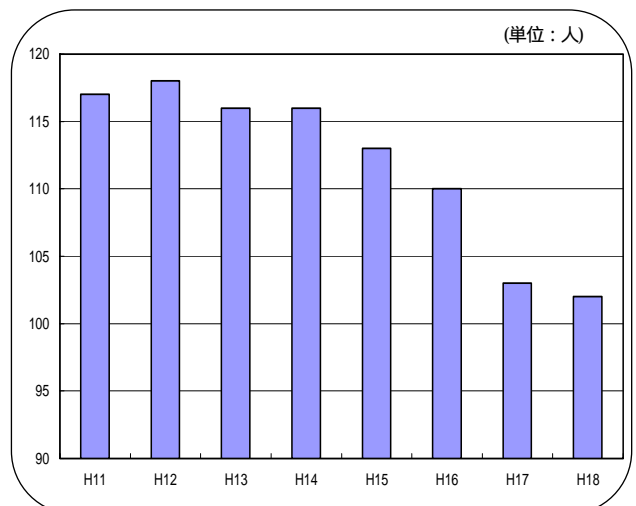
平成 17 年度における人件費は、7 億 7,881 万円で、前年度に比べ 6.0%となっています。これは、歳出全体の 19.0%に相当します。

職員数は、平成 18 年 4 月 1 日現在、102 人で、これは、前年の平成 17 年 4 月 1 日に比べ 1 人（1.0%）、2 年前の平成 16 年 4 月 1 日に比べ 8 人（7.3%）となっています。

人件費の推移



職員数の推移



町の財政を取り巻く環境は、景気の動向を受けて町税収入が大きく落ち込む一方で、地方交付税の見直しや国庫補助・負担金の削減と国から地方への税源移譲をセットにした「三位一体の改革」の推進の影響を受け、歳入総額の約半分を占め、町の最大の財源である地方交付税交付額が大幅に減少しており、非常に厳しい状況にあります。

今後においても、地方交付税の一層の減少が見込まれており、町の財政状況はさらに厳しさを増すことが予想される中で、これまで以上に行政運営の効率化・合理化を図るとともに、当面、投資的事業の実施を控えつつ、新規の起債を抑制し、公債費の減少を目指すなど、経常的な経費の一層の縮減に努める必要があります。

また、現下の厳しい財政状況を踏まえ、限りある財源を有効に活用し、真に必要な施策に重点的に配分していくためには、現在行っている事務事業について、住民ニーズの変化や事業内容の有効性、実施方法の効率性などといった観点から、あらためて事業実施の適否について検証する必要があります。

なお、この際、公の施設の管理運営をはじめとする民間委託が可能な事務事業については、経費の節減とともに、利便性の向上・ニーズへの迅速かつ柔軟な対応による住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入を含め、民間活力の導入について検討する必要があります。

一方、財政改革の推進に当たっては、場合によっては住民負担の増加を伴う取組を実行せざるを得ない状況が予想されることから、行政としても自らが自助努力を徹底し、組織のスリム化・職員定数の削減などにより、人件費や内部事務経費等をより一層削減することは不可欠です。

歳出総額の約2割を占める人件費については、これまでも抑制に努めてきたことから、減少傾向にあります。歳入確保の見通しが不透明であることから、今後においても、より一層の削減に向けた取組が必要となります。

職員数については、過去、公園整備や下水道整備などといった大規模事業の実施時期に、業務量の増加に対応して定員を増やしましたが、事業完了に伴い、退職者の不補充による定員の削減に段階的に取り組んでいます。今後においても、行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、事務事業の見直し、公の施設の統廃合及び民間委託の推進、組織機構の再編などにより簡素で効率的な行政システムの構築を推進し、計画的に職員数の削減を進める必要があります。

#### (4) 住民ニーズの多様化・住民と行政の協働

価値観やライフスタイルの多様化により、行政サービスに求められる住民ニーズは多様化・高度化しており、今後も保健福祉・生涯学習などを中心に、質・量ともに増大することが見込まれるため、行政には、すべての世代の一人ひとりが輝き、健康で元気の出る、生き生きとした生活を送ることができるよう、サービス水準の維持・向上を図ることが求められています。

しかしながら、厳しい社会・経済情勢の中で自立のまちづくりを進めていくために、行政は今以上にスリム化する必要があるため、地域の課題やニーズによりきめ細やかに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協力・連携しながら「協働」によるまちづくりの推進に取り組むことが求められます。

## 2 財政シミュレーション

池田町が自立していくためには、将来にわたって町の財政が安定的に運営されることが基本となります。したがって、町の財政が今後どのように推移するのか予測しながら、まちづくりを推進する必要があります。

地方財政を取り巻く環境は、景気の動向を受けて地方税収入が大きく落ち込む一方で、地方交付税の見直しや国庫補助・負担金の削減と地方への税源移譲をセットにした「三位一体の改革」の推進の影響を受けて地方交付税交付額が大幅に減少しており、非常に厳しい状況にあります。

今後についても、歳入総額のおよそ半分を占め、最大の財源となっている地方交付税は、引き続き、減少が見込まれており、町の財政状況は、さらに厳しさを増すことが予想されます。国の進める改革の具体的な内容については、極めて流動性が高く、大変見通しがつけにくい状況ですが、一定の条件の下で平成 28 年度までの財政収支を推計しました。

## 財政シミュレーションの前提条件

## 【歳入】

町 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三位一体の改革による税源移譲及び定率減税廃止に伴う町民税の増額を考慮</li> <li>・評価替（21 年度）に伴う固定資産税の減額を考慮</li> </ul>
使用料及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18 年度決算見込額と同額で推計</li> </ul>
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19 年度は税源移譲及び新型交付税導入による減額を考慮</li> <li>・20 年度以降はさらに町債元利償還金の減少に伴う減額を考慮</li> </ul>
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度の継続を基本に実施が想定される事業を基に推計</li> </ul>
地方債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度の継続を基本に実施が想定される事業を基に推計</li> <li>・臨時財政対策債は 21 年度の終了を見込み、段階的に縮小されるものとして推計</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源については、分担金・負担金、財産収入、寄付金、繰越金、繰入金（財政調整基金を除く。）諸収入を含み、18 年度決算見込額と同額で推計</li> <li>・依存財源については、地方譲与税、各種交付金を含み、税源移譲に伴う制度改正による減額を考慮</li> </ul>

## 【歳出】

人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18 年度決算見込額と同額で推計</li> </ul>
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度の継続を基本に 18 年度決算見込額と同額で推計</li> </ul>
公債費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の借入分は、償還計画に基づき算定</li> <li>・今後の借入分は、実施が想定される事業を基に現行金利により推計</li> </ul>
物件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通建設事業の減少に伴う減額を考慮</li> </ul>
補助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度の継続を基本に 18 年度決算見込額と同額で推計</li> </ul>
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計への繰入金について、実施が想定される事業を基に推計</li> </ul>
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通建設事業について、20 年度までは実施が想定される事業を基に推計し、以降は基本的に大規模な事業を実施しないものとして 18 年度決算見込額を基に推計</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持補修費、積立金を含み、18 年度決算見込額と同額で推計</li> </ul>

## 財政シミュレーション（H19～H28）

（単位：百万円）

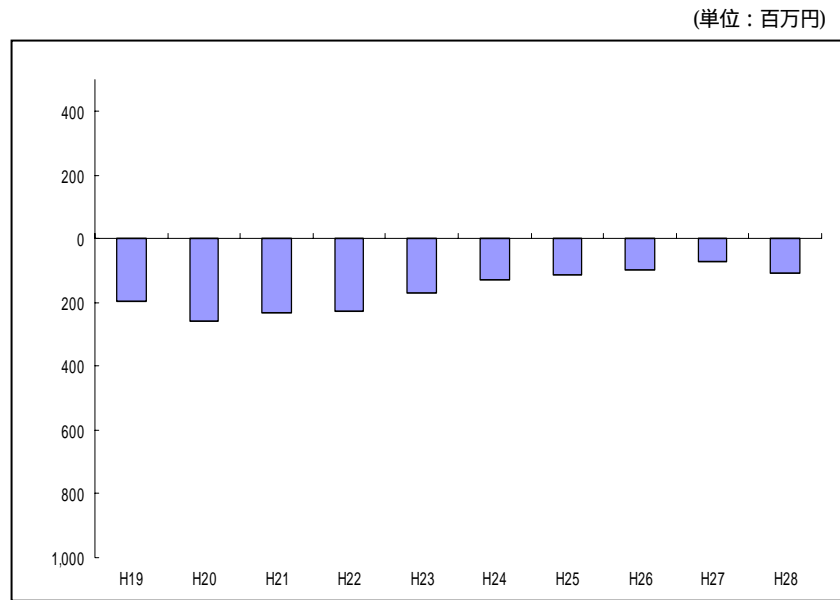
項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳 入 合 計	3,692	3,642	3,481	3,416	3,414	3,405	3,393	3,370	3,301	3,234
自主財源	1,238	1,235	1,207	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203
町 税	1,005	1,002	974	970	970	970	970	970	970	970
使用料及び 手数料	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135
その他	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
うち基金 繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
依存財源	2,454	2,407	2,274	2,213	2,211	2,202	2,190	2,167	2,098	2,031
地方交付税	1,720	1,716	1,694	1,693	1,698	1,689	1,677	1,654	1,585	1,518
国・県支出金	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243
地方債	258	223	112	52	45	45	45	45	45	45
うち臨時 財政対策債	160	100	50	-	-	-	-	-	-	-
その他	233	225	225	225	225	225	225	225	225	225
歳 出 合 計	3,887	3,898	3,715	3,642	3,586	3,533	3,504	3,467	3,371	3,341
義務的経費	1,869	1,846	1,756	1,683	1,627	1,574	1,545	1,508	1,412	1,382
人件費	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849
扶助費	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
公債費	798	775	685	612	556	503	474	437	341	311
消費的経費	1,755	1,769	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749
物件費	670	670	650	650	650	650	650	650	650	650
補助費等	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499
繰出金	529	543	543	543	543	543	543	543	543	543
その他	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
投資的経費	263	283	210	210	210	210	210	210	210	210
普通建設事業費	263	283	210	210	210	210	210	210	210	210
災害復旧事業費										
収 支	195	256	234	226	172	128	111	97	70	107

単年度の収支バランスは、期間を通じて歳出が歳入を上回る見込みであり、一般家庭の預貯金に当たる財政調整基金（予算編成における年度間の財源の不均衡を調整するための基金）を取り崩して対応せざるを得ない状況となりますが、歳出と歳入の差額の累計は15億9,600万円と、18年度末の残高見込（6億4,300万円）を大きく上回る予測となっています。

すなわち、改革を実施せずに、現状の行財政運営を継続すると、21年度には基金が底をつくこととなりますが、安定的・持続的な行財政運営のためには、一定額の基金残高を確保する必要があり、このため、基金の枯渇を招かないよう、毎年度の取崩額をできる限り圧縮するための対策を行わなければなりません。

単年度の収支バランス推計

公債費支出の減少等により収支不均衡は徐々に改善・縮小の方向にはありますが、計画期間を通じて歳出が歳入を大幅に上回る見込みとなっています。

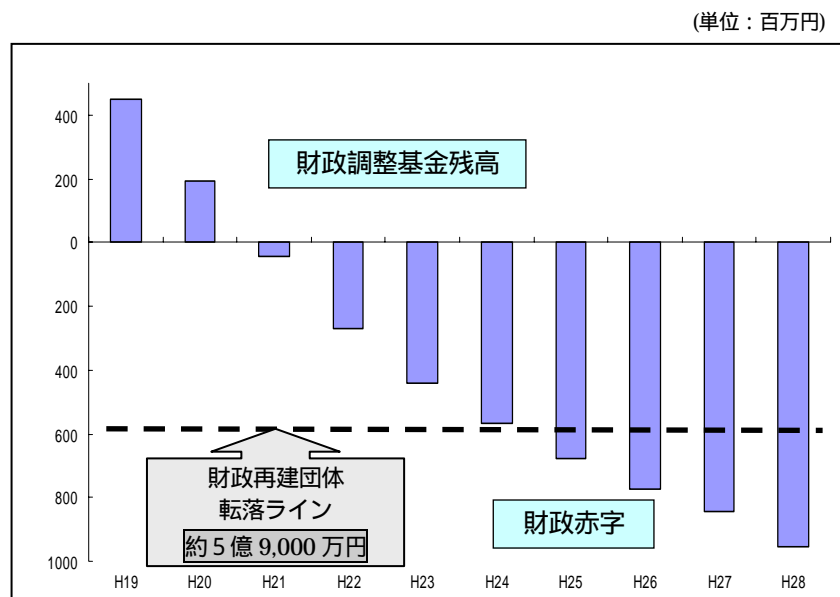


歳出超過累計  
15億9,600万円

プラン取組前の長期財政試算

計画期間を通じて大幅な歳出超過が見込まれており、財政調整基金を取り崩して対応した場合、21年度には基金が底をつき、以降、財政赤字が増加することとなります。

対策を講じない場合には25年度には財政再建団体（自力で赤字を解消できず、国の指導の下に財政再建を進めていく団体）への転落ラインを超えてしまう可能性があります。





### 第3 目指すまちづくりの将来像

#### 1 町の将来像

池田町に住む一人ひとりが輝き、健康で元気の出る、生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを進めるため、池田町第4次総合計画が目指す「北アルプスと田園に抱かれた自然と住環境を大切に作る町」を将来像として、自立のまちづくりに取り組みます。

しかしながら、地域の社会・経済情勢は先行き不透明であり、また、町の財政が非常に厳しい状況に置かれている中で自立の道を歩んでいくには、行政が率先して徹底した行財政改革に取り組むことはもちろんですが、住民の皆様にもまちづくりにこれまで以上の協力をお願いしなければなりません。

については、情報の公開・共有に配慮しつつ、住民参加を一層推進し、住民と行政のパートナーシップに基づく協働により、まちづくり施策の展開に取り組みます。

#### 2 実現に向けた取組の柱

##### 効率的で効果的な行財政運営の推進

時代の変化に対応し、限られた財源を有効に活用するため、事務・事業の全般的な見直しにより、行政経費の削減と、簡素で効率的な行政運営をより一層進めます。

また、併せて公の施設の管理手法や各種サービス内容等の創意工夫により、より質の高い住民サービスの提供に努めます。

##### まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力

行政需要が多様化する中、課題解決のためには、住民と行政がともに知恵を出し合い、良きパートナーとして連携していく必要があります。

小さい町の利点である顔の見える地域活動をより推進し、地域課題である少子高齢化への対応や快適な住環境の創生などに対し、積極的な住民参加を図ります。

##### 元気と魅力あふれるまちづくり

町の最高の資源である自然環境を守り育て、快適な生活空間づくりを進めるとともに、そこに住む子どもから高齢者まですべての人々が健康で生き生きとした生活を送れるよう、やすらぎのまちづくりを進めます。

また、その魅力を活かした環境整備により町外との交流の増加に積極的に取り組むとともに、地域の特性を活かした多彩な産業の振興により働く環境の維持・向上を目指し、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

## 第4 施策の展開

### 効率的で効果的な行財政運営の推進

地方行財政を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化を踏まえ、自立のまちづくりを推進していくために乗り越えなければならない課題のひとつが、現在、大変厳しい状況に置かれている町財政の健全化です。現在の収支状況を前提に試算した財政シミュレーションにおいては、平成21年度まで単年度収支の大幅な赤字が見込まれています。

ついては、こうした状況への対応として、この期間を行財政改革への集中的な取組を行う期間と位置付け、期間中の取組を取りまとめた「行財政集中改革プラン」の着実な推進を図ります。大幅な歳入増加は期待できない状況であり、徹底した人件費の削減や事務事業の見直しなどによる歳出削減に向けた取組を中心として、単年度収支の改善・均衡を目指します。

#### 歳出削減に向けた取組

##### 1 人件費の削減

簡素で機能的な行政組織の構築に向けた機構改革、退職不補充による職員数の削減、諸手当や昇給制度の見直しによる給与の適正化などにより、人件費総額の削減に努めます。

#### 取組目標

##### <H18当初予算との比較>

H19	3,260万円
H20	9,120万円
H21	9,770万円

##### <職員数>

H19.4.1	102人
H20.4.1	96人
H21.4.1	96人
H22.4.1	93人

##### (1) 役場組織の見直し

多様化する住民ニーズに的確に対応し、簡素で効率的な行政運営を行うため、平成17年4月以降、行政組織の機構改革を行いました。

今後とも、住民ニーズに応じた事務事業の執行を確保するため、随時、見直しを行い、時代にあった機能的かつ合理的な組織機構の編成を目指します。

#### 《見直し前》

＝ 12課1室 ＝

総務課	産業振興課
企画財政課	建設課
結婚推進室	水道課
税務課	総務学校課
住民課	生涯学習課
福祉課	議会事務局
保育課	

<H17.4.1～>

・簡素で効率的な行政運営  
・総合的・横断的課題に対応しやすい組織

#### 《見直し後》

＝ 1室6課 ＝

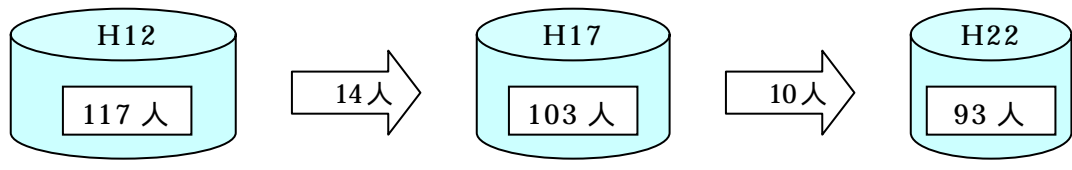
町づくり推進室
総務課
福祉課
振興課
会計課
教育課
議会事務局

(2) 職員数の削減

行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、新規採用を最小限に抑えることにより、一般職の職員総数を削減します。

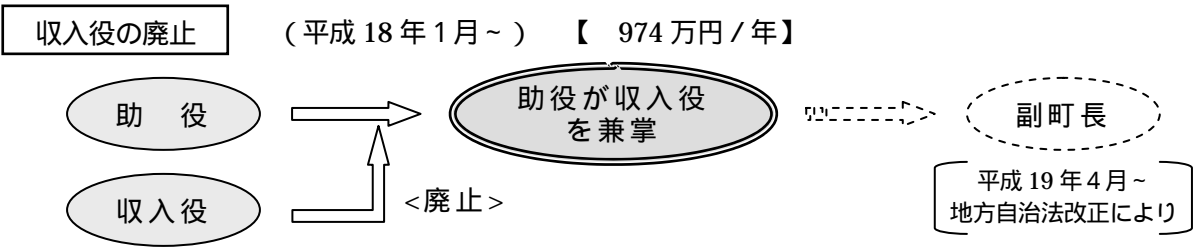
また、町議会議員など特別職の職員についても、定数の見直しにより人件費の抑制を図ります。

一般職職員数

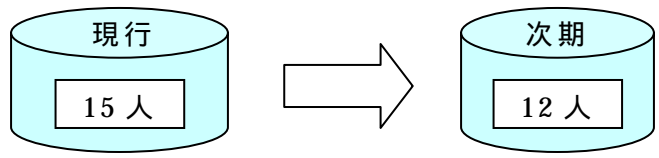


- <職員総数削減の手法>**
- \* 新規採用の抑制（退職者3名につき1名の割合で採用）
- <職員総数削減に向けた取組>**
- \* 民間への業務委託等の推進（指定管理者制度の活用）
  - \* ITの活用による事務の効率化
  - \* 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
  - \* 役場組織の機構改革
  - \* 臨時・嘱託職員の活用

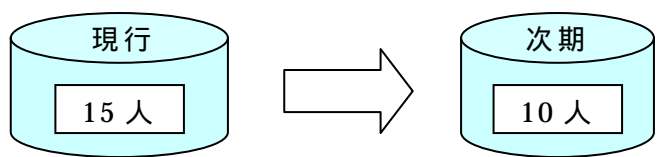
特別職の定数等



**町議会議員** (平成19年4月～) 【1,456万円/年】



**農業委員(選挙委員)** (平成19年3月～) 【103万円/年】



### (3) 給与の適正化

職員給与については、これまでも人事院勧告及び国の指導を尊重し、原則として国の制度に準じた総人件費の抑制策を講じてきたところですが、今後においても、積極的な情報公開を行い、住民の理解と支持を得られるよう配慮しつつ、随時、見直しを行い、適正な水準とするよう努めます。

#### 《具体的な取組》

- \* 給与構造の改革（H18～）
  - ・ 地域の民間給与を考慮した俸給表水準の引下げ
  - ・ 中高年齢層の俸給水準の引下げによる給与カーブのフラット化
  - ・ 昇給・ボーナス支給における個々の勤務実績の反映
- \* 特殊勤務手当の見直し（H18～）
  - ・ 10 手当を 4 手当に整理
- \* 超過勤務手当の抑制
  - ・ 事務処理の効率化等による時間外勤務の縮減
- \* 職員数・給与等の公表
  - ・ 地方公共団体間の比較が可能な形での公表
- \* 常勤の特別職等の給与、町議会議員の報酬の見直し
  - ・ 一般職の給与の見直しに併せ、随時、特別職報酬等審議会にて検討
- \* 非常勤の特別職の報酬の見直し（H19～）
  - ・ 近隣市町村の実態を考慮した報酬の見直し

#### ラスパイレ 指数

H15・・・95.3

H16・・・92.2

H17・・・91.6

(国家公務員の給与水準  
を100とした場合の指数)

### (4) 職員の資質向上

国から地方へ権限・財源を移譲する地方分権の進行に伴い、地域のことは地域が自ら決定し（自己決定）、自ら責任を持つ（自己責任）ことを基本とする分権型社会の実現に向け、地方自治体には、これまで以上に地域の実情に応じた行政課題への的確かつ迅速な対応が求められることから、こうした情勢に対応した意欲と能力の高い人材の育成・強化に努めます。

- ・ 職員提案制度の充実（ボトムアップ・プロジェクトの活用等）
- ・ 他自治体との相互人事交流
- ・ 多様な手法による研修機会の充実
- ・ 人事評価と勤務実績の反映

## 2 事務事業の整理合理化

厳しい財政状況が続く一方、社会情勢が大きく変化する中で、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するためには、限られた財源を効果的かつ重点的に配分する必要があることから、「自助・共助・公助の原則」の観点に基づき行政が行うべき事務事業の範囲を見極めるとともに、行政事務の効率化・低コスト化を図るため、事務事業全般について見直しを行います。

### 取組目標

#### < H18 当初予算との比較 >

H19	3,240 万円
H20	5,480 万円
H21	5,720 万円

### (1) 総括的事項

#### 事務事業評価の実施

町が行うすべての事務事業について、行政の果たすべき役割、受益と負担のあり方、効率的な実施方法の確保などといった観点から、平成 18 年度に精査・検討を行い、その結果をもとに、費用対効果等を考慮しつつ、所期の目的を達成した事業の廃止・縮小、目的が類似する事業の統合など抜本的な整理合理化を行うものとし、19 年度以降の予算に反映させます。

また、こうした取組を定期的・継続的に行い、施策決定・予算編成プロセスへの位置付けの定着化を図るため、施策や事務事業の重点化や見直しにより住民ニーズに対応した効率的・効果的な行政を推進するとともに、施策や事務事業の内容を住民にわかりやすく説明し、行政の透明性を向上させることを目的として「行政評価システム」の導入に取り組みます。

#### 見直しの視点

##### 必要性

町民のニーズを反映しているか。  
町の関与する範囲は適切か。

##### 有効性

期待された効果は得られているか。

##### 効率性

効率性を高める余地はあるか。


##### 公平性

事業効果の配分や受益者負担は適切か。


#### 見直しの手法

施設等維持費の見直し  
補助金等の整理合理化  
内部管理経費の見直し  
投資的経費の見直し  
その他

## 具体的な取組


 廃止・縮小する事務事業

事務事業名	事務事業内容	廃止・縮小内容
公用車管理事務	公用車（マイクロバスを含む。）の燃料費、修繕費など維持管理経費	・集中利用管理による稼働率向上に伴う保有台数の削減 ・マイクロバスの削減（2台 1台）
分煙対策推進事業	役場庁舎内へのリースによる分煙器の設置	庁内禁煙化による分煙器の撤去
交流事業（オランダ・バウンテンポスト）	オランダ・バウンテンポストとの友好交流事業（事務局：町）	相互交流の発展が期待できないことから、当面、活動を休止
居宅介護支援事業	・介護保険法の事業所指定を受け、要介護者に対する介護計画を策定（居宅介護支援事業の提供） ・要介護認定調査の実施	以下の理由から廃止 ・民間事業所が複数開設され、居宅介護支援事業が提供されている。 ・介護支援専門員の確保が困難 ・地域包括支援センター・介護予防支援事業の運営に重点をおく。
空店舗活用対策事業	空店舗を活用したイベント等の実施費用に対する助成	3年間の実績を踏まえ、事業実施が活性化に結び付いていないため縮小
遊園施設管理事業	遊園施設（三郷地区）に設置している水道施設の管理委託料	利用者が少ないことから、地元自治会への管理委託（無償）または施設廃止
ハーブ鑑賞園運営・花とハーブ普及事業	ハーブ鑑賞園の運営管理	育苗温室の撤去、乾燥施設の管理者変更による維持管理経費の縮減
大峰特産品直売施設管理事業	大峰特産品管理施設の運営管理	施設廃止
町民プール管理事業	町民プールの運営管理	高瀬中プールとの一本化による施設管理経費の縮減に向けた検討
内部事務経費（新聞購読料・食糧費・臨時職員賃金）	・庁舎、施設における新聞購読 ・各種会議等に伴う食糧費 ・事務補助等を行う臨時職員の雇用	・共有化による購読部数の削減 ・公費負担基準の明確化による抑制 ・繁忙期に限定した雇用原則の徹底による雇用人数の削減



事務事業名	事務事業内容	見直し内容
予算編成事務	平成 19 年度当初予算の編成	事業担当課等の主体性と責任を一層明確化した予算編成を行うため、経常的な経費について、各課等に枠配分を行い、各課等はその範囲内で執行状況を踏まえた予算要求を実施
事務事業評価事務	事務事業の見直し	新規事業の導入に際しての事前評価制度の導入について検討
公共施設運営事業	各種公共施設の運営管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度の導入（ハープセンター、福祉会館）</li> <li>運営の効率化・住民サービス向上に向けた管理のあり方の検討（総合体育館、農村広場、クラフトパーク、多目的研修センター、美術館、創造館、児童センター）</li> </ul>
議会報発行事業	年 4 回の定例会を中心に議事の内容を掲載した広報誌を発行	広報いけだとの統合による広報活動の合理化と経費節減に向けた検討
内部事務経費（光熱水費・通信費・事務用品購入費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の電気代、燃料代等</li> <li>事務用の郵便料、電話料等</li> <li>電子機器（パソコン等）の購入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明、OA 機器、暖房等の節約</li> <li>安価な宅配便、IP 電話等の活用</li> <li>更新期間の延長によるパソコン等購入費用の削減</li> </ul>
町観光協会補助事業	観光資源の健全育成と観光宣伝事業の推進	H18 に設立した町観光推進本部との事業の連携及び補助金の統合について検討
花の里づくり事業	町内における花づくり推進のための費用を自治会に助成	事業開始から年数が経過し、一定の成果が得られていることから、さらに効果的な事業の実施方法を検討
教職員住宅管理事務	小中学校の教職員に貸与する住宅の維持管理	民間賃貸住宅との均衡を考慮した使用料（家賃）の見直し
小中学校教育振興事業	小中学校における適切な教育の実施	教材購入費用に対する公費負担の見直し
美術館運営管理事業	町立美術館の運営管理	町民が町の美術館に誇りと親近感を持つことができ、かつ、効率的な運営方策を検討
浅原六朗文学記念館運営管理事業	浅原六朗文学記念館の運営管理	浅原六朗以外の町ゆかりの文化人等の紹介やミニイベント会場としての利用など文化と観光の両面から多面的な活用方法を検討



事務事業名	事務事業内容	拡充内容	
電子自治体推進事業	県高速情報ネットワークシステム及び電子申請届出サービスの運用による自治体の電子化の推進	住民サービス・事務効率の向上を図るためのシステム参画	
元気なまちづくり事業	「協働のまちづくり」の一層の浸透に向け、自治体の自主的な活動に助成(まちづくり事業・建設資材支給事業)	自助・共助・公助を明確にする、これからのまちづくりの柱のひとつであり、「自治会パートナー」事業の浸透と併せ、一層の拡充が必要	
消防施設管理事業	消防設備、備品等の維持管理	可搬ポンプ・指令車の更新、バイク隊の編成、防火水槽の設置	
町税賦課徴収事務	・町全域の航空写真撮影、GISへの反映(土地の利用実態、家屋新增改築の把握) ・端末画面での個人住民税の申告の処理	・21年1月1日実施の次回評価替えに向け、課税事務の正確性確保のために実施 ・課税事務の正確性・効率性の確保のためのシステム導入	
電子戸籍システム導入事業	戸籍に係る情報管理・証明書発行事務等のコンピューター化	住民サービス・事務効率の向上を図るためのシステム導入	
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターの運営(総合相談、権利擁護、介護予防支援、包括的継続的マネジメント)	高齢者(要支援者)の増加に伴う事業量の増加	
外来植物対策事業	侵略的な外来植物(セイタカアワダチソウ、アレチウリ等)に対する住民の理解の増進及び除去作業の実施	・生態系の保全に係る正しい理解の普及に向けた広報の充実 ・繁殖地域における除去作業の充実	
清掃事業	一般ごみの収集・運搬・処理	・家庭の実情に応じた生ごみの自家処理促進対策の充実 ・ごみの減量・分別の徹底に向けた啓発活動の充実	
街路灯管理事業	街路灯の維持管理	防犯・安全対策の向上のため、老朽化した設備を更新	
産業力の再興事業	町特有の高品質製品、製造技術等を継承する人材育成や産業力の再興に取り組む費用を助成	工業を中心に産学での取組を拡大し、町内企業の活性化を推進	
活性化施設運営管理事業	活性化施設1・2号館の管理運営	地域の特産品の開発・販売による地産地消・食育の推進や地域農業の振興	
森林整備事業	松くい虫対策事業	樹種転換、被害木の抜倒駆除、空中防除の実施	被害拡大防止のため、対策を積極的に推進
	間伐推進事業	間伐の実施に要した経費の一部への補助	美しい森林・環境の保全のため、一層の事業推進が必要
地域防災対策事業	災害ハザードマップの作成・配付	平常時における住民の防災意識の高揚及び災害時における円滑・迅速な避難体制の確保	



## (2) 施設等維持費の見直し

「公の施設」の管理運営や町が行う事務事業について、公的責任が後退しないように留意しつつ、管理手法を見直すとともに、民間活力の活用（「指定管理者制度」の導入、業務委託の拡大等）の積極的な推進により、経費の節減とともに利便性の向上・事務の迅速化など住民サービスの向上を図ります。

## 管理運営の見直し

施設ごとの利用状況に応じ、施設の存廃、管理のあり方、利用料（減免基準を含む）、利用時間等を見直しを行います。

民間参入により住民サービスの向上と経費の節減が期待されるものについては、指定管理者制度を導入します。

## 指定管理者制度の導入

施設の名称	見直し内容	見直し時期
ハープセンター	指定管理者制度の導入を検討	H19 中
福社会館		
総合体育館	管理のあり方を検討	H19 中
農村広場		
あずみ野池田クラフトパーク		
多目的研修センター		
美術館		
創造館		
池田児童センター		
会染児童センター		
公民館		
図書館		
総合福祉センター		
福祉企業センター		
南保育園		
北保育園		
会染保育園		
大峰特産品直売施設	廃止を予定	H19

### (3) 補助金等の整理合理化

補助金は、特定の事業の促進・発達を期するために、公益性のある目的を持った団体等に行政が交付するもので、これまで、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、一度交付されると、実績に基づく事業効果が十分に検証・評価されないまま、長年にわたり特定の団体等に継続して交付され、既得権化している場合も見受けられます。言うまでもなく、補助金の財源は、広く住民の税金等でまかなわれている公金であり、特に、最近の厳しい財政状況の中で、その事業内容や対象経費などについては、住民の理解を得られるものでなくてはなりません。

については、こうした状況を踏まえ、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、財政運営の透明性を確保する観点から、また、住民と行政との協働のまちづくりを推進する観点から、現行の補助金についての全体的な見直しを行うとともに、補助金の交付に係る統一かつ明確な基準の策定などにより、効果的・効率的な執行に努める必要があります。

また、全県的・広域的な活動を行う協議会等に対する負担金についても、加盟の意義を再検討するとともに、事業内容の見直しによる負担金の削減に取り組む必要があります。

#### 取組目標

##### <H18 当初予算との比較>

H19	500 万円
H20	500 万円
H21	500 万円

#### 基本的な考え方

補助金については、これまでもマイナスシーリングにより削減を図ってきましたが、さらに、限られた財源の有効活用を図るため、個々の補助金について、必要性、有効性、効率性等の観点から、その役割や効果を精査し、見直しを行います。

また、見直しに当たっては、「客観的に認められる公益上の必要性がある場合において、自助努力をもってしても不足する経費を補助する」という原則を徹底するとともに、補助金に対する基本的な考え方（採択基準、補助対象経費、補助率、交付期間等）を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な交付及び執行を図るため、こうした規定が明文化されていない補助金について、補助金交付基準を策定します。

なお、補助金の総額を抑制せざるを得ない状況にあっても、協働のまちづくりを推進する観点から、多様な住民ニーズに応える公共サービスの担い手としての住民の参加意欲を高め、住民活動のより活発な展開を促進していく必要があります。

このため、自治会が地域振興や活性化のために自主的に取り組むまちづくり活動や、道路・水路等を整備・補修する資材経費に対し補助金の交付を行うものとして、平成 18 年度から実施する「池田町元気なまちづくり事業」などにより、こうした動きを積極的に支援していくこととしています。

負担金についても、加盟する協議会等に対して事務事業の見直しによる経費節減を求め、負担金の減額を図るとともに、加盟の必要性についても見直しを行います。

## 具体的な見直し内容

### 《見直しの方向性》

#### 【補助金について】

新たな住民ニーズに積極的に応えていくためにも、事業内容・成果等を精査し、社会的ニーズが薄れたり、所期の目的を達成した補助金は、廃止・縮小します。

「自助・共助・公助」の原則に基づく行政と団体・個人との役割分担を踏まえ、社会通念上、団体や個人が負担することが適当と考えられる分野については、自助努力による自立を促進する観点から、一定の終期を定め、段階的に補助金を縮小・廃止します。

行政と団体・個人との協働による取組が必要とされる公益性の高い事業については、地域全体の利益の増進を図る観点から、補助金の交付を継続するものとしませんが、その際、具体的な交付基準が明確でない町単独補助金については、あらためて交付基準を策定することとします。

なお、それまでの期間においては、毎年度、一定額を助成している団体について、団体においても事務事業の見直しによる経費節減を求めるものとし、これにより補助金額の削減を行いますが、急激な変化を緩和する観点から、一定の期間を設け、段階的な引下げを行うこととします。

#### 【負担金について】

現在、参加している協議会等について見直しを行い、所期の目的を達成したり、参加する意義の薄れている協議会等からは脱退します。

協議会等に対し、監査体制の充実等により事業内容の見直しに伴う経費削減を働きかけるとともに、負担金の減額を要望します。

### 《交付基準の策定》

具体的な交付基準が明確でない町単独補助金に係る交付基準を、平成 19 年度までに策定し、平成 20 年度以降の事業について適用します。

#### 補助対象事業の定義

- ・ 事業目的、事業内容の公益性に係る判断基準（自助・共助・公助の原則）

#### 交付基準の明確化

- ・ 団体補助に係る補助対象経費について、事業の実施に直接関係のない、団体運営に係る一般管理費的な経費等、補助対象としない経費を明確化する。
- ・ 補助金交付が長期間継続することによる既得権化などの弊害を防止するため、原則、3年以内の終期を設定し、定期的な見直しを行うものとする。
- ・ 公益性・有効性等の判断に基づいて決定される事業の性質別分類に応じた、適切な補助率・補助金額の適用区分を設定する。
- ・ 国・県補助金については、制度に規定する負担割合に基づき支出するものとし、原則、町単独での上乘せ・横出しは行わない。
- ・ 団体の財政状況に応じ、補助金がなくても運営できると判断される場合には交付を保留するなど、補助の必要性を考慮した執行を行う。

#### 客観性と透明性の確保

- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、町単独補助金の見直しや交付基準に係る審議を定期的に行う審査機関を設置する。
- ・ 補助金の交付実績については、情報の共有化と透明性の確保を図るため、住民への情報公開を行う。

#### (4) 内部管理経費の見直し

最少のコストで行政サービスを提供するため、事務経費の一層の節減、行政事務の電子化などに努め、内部管理経費の徹底した削減を行います。

##### 取組目標

##### <H18 当初予算との比較>

H19	240 万円
H20	480 万円
H21	720 万円

##### 事務経費の削減

事務の執行に必要な経費や役場庁舎等の管理的な経費については、これまでも削減に努めてきたところですが、今後、より一層、こうした取組を徹底します。

##### 《具体的な取組》

- 備品、消耗品の購入量の節減
  - ・ パソコンの更新期間の延長を継続して実施
  - ・ 消耗品の集中管理を継続して実施
  - ・ IT活用によるペーパーレス化の一層の推進
  - ・ 印刷用紙に係る両面使用の徹底
- 公用車管理経費の節減
  - ・ 集中管理による台数削減
  - ・ 町有マイクロバスの台数削減
- 庁舎管理経費（光熱費等）のさらなる節減
- 宅配便、IP電話等の活用による通信費の節減
- 事務補助を行う臨時職員の適正配置
- 職員提案制度の充実による取組の拡充
- 廃棄書類の資源ゴミ化

##### 行政事務の電子化

ホームページを活用した情報サービスの提供等により、住民の手続きの簡素化と窓口業務の省力化を図ります。

##### 《具体的な取組》

- ・ 各種申請様式のホームページによる提供の推進
- ・ 電子申請・届出システムを活用したサービスの提供
- ・ 電子戸籍システムの導入

## (5) 投資的経費の見直し

当町においては、近年、下水道、教育・文化施設、福祉施設等の社会基盤整備の充実を図ってきましたが、こうした大規模な投資的事業は、ほぼ終了しつつあります。

厳しい財政状況や国の地方税財政改革等の動向を踏まえ、当面、大規模な投資的事業の実施を控えつつ、住民生活に密接に関連する事業について、緊急性・優先度を考慮し、真に必要な事業の計画的な事業採択、重点的かつ効果的な事業の実施により投資的経費の総額を抑制し、効率的な執行に努めます。

また、投資的経費の抑制により、地方債残高の増加を招かない財政体質を確立し、中長期的に公債費の抑制を図ります。

## 取組目標

## &lt;H18 当初予算との比較&gt;

H19	1,500 万円
H20	3,500 万円
H21	3,500 万円

## (6) その他

歳出の削減に向けた事務事業の整理合理化については、すべての行政活動に係る経費について例外なく取り組むこととしています。

したがって、町の基本的・一般的な収入・支出を経理する「一般会計」のほか、特定の事業や資金を管理する場合に設けられ、一般会計とは経理を別にする「特別会計」、「公営企業会計」についても同様に見直しを行います。

特別会計・公営企業会計は、住民に不可欠な公共サービスの提供に係る受益と負担の関係を個別に明確化し、もって財政の健全性を確保するために設けられていますが、今後とも安定的なサービスを続けていくため、独立採算により運営することを基本的な原則として、より一層、経営の健全化と自立性の向上が図られるよう、積極的に取り組む必要があります。

このため、引き続き、収入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや民間委託の推進等により業務の合理化と経費の節減を図りつつ、各会計の経営改革を推進し、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

## 取組目標

## &lt;H18 当初予算との比較&gt;

H19	1,000 万円
H20	1,000 万円
H21	1,000 万円

## 歳入増加に向けた取組

### 1 税収確保

近年、低下傾向にある町税収納率の向上は喫緊の課題となっており、安定的な税収及び税負担の公平性の確保の観点から、引き続き、納税者の税に対する理解の増進に努めるなど自主納税を促進し、現年課税分の収納率向上を図るとともに、悪質な滞納者に対しては、適正かつ厳正な滞納処分を行い、収入の確保に取り組みます。

また、中長期的な観点では、産業の活性化と雇用の創出を促進するための施策の実施により、税源確保に努めます。

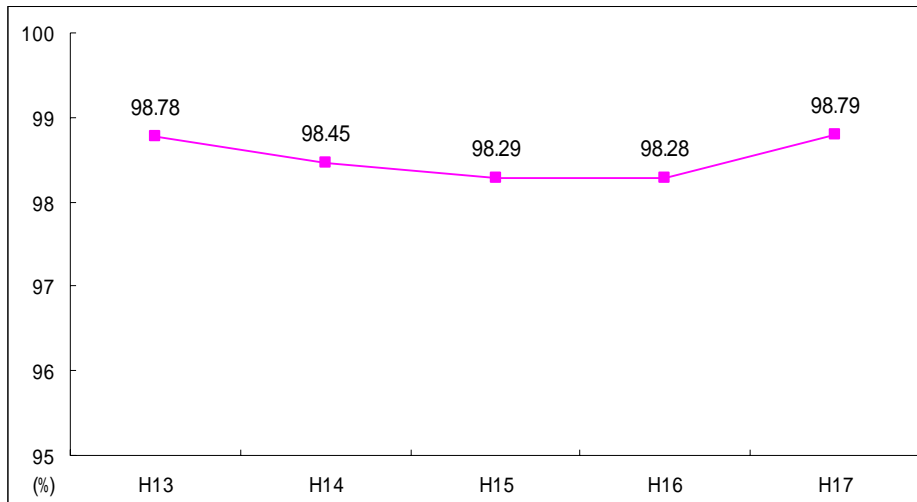
#### 取組目標

##### 【町税収納率（現年課税分）】

平成 20 年度に 99%以上の収納率を確保

H18	98.89%（前年度比 0.1 ポイントアップ）
H19	98.99%（前年度比 0.1 ポイントアップ）
H20	99.09%（前年度比 0.1 ポイントアップ）

##### 【町税収納率（現年課税分）の推移】



### 2 町有財産の有効活用

町が所有する財産（土地、建物、物品等）のうち、将来的にも利用予定がなく、保有する必要がないものについては、売却や貸付等を積極的に進めます。

#### 取組目標

##### 【収入目標額】

H19	100 万円
H20	100 万円
H21	100 万円

### 3 施設使用料の見直し

町が提供する行政サービスには、あらゆるものに経費がかかっています。サービスの中には、道路や公園等のように、町民が負担する税金で設置・管理費用を賄うものも数多くありますが、受益と負担が明確に対応するようなものについては、そのサービスに要した経費に対する適正な受益者負担を求め、住民間の公平な負担に配慮していく必要があります。

受益者負担の代表的なものに公共施設の使用料があります。町内には、多くの公共施設が整備されており、住民の様々な活動に活用されています。一方、これらの施設の維持管理には相当の経費が必要となりますが、その財源は、税金と施設利用者の使用料によって賄われています。

歳出の削減を図る観点から、管理責任を負う町が、運営の効率化や経費の縮減に努めることはもちろんですが、使用料についても、町の財政状況等を踏まえ、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮した適正な料金設定が必要となっています。

このため、使用料について、原価計算のあり方や利用者の負担割合など算定方法に係る考え方を整理するとともに、減免規定について見直しを行います。

#### 取組目標

##### <H18 当初予算との比較>

H19	50万円
H20	100万円
H21	100万円

#### (1) 基本的な考え方

##### < 受益者負担の原則 >

使用料は、公共施設などの利用者に、利用の対価として維持管理経費の一部を負担していただいているものです。利用者側から見れば、安価であればあるほど喜ばしいのは当然ですが、その場合、必要経費の不足分は税金で賄われることになり、住民全体の負担となります。

については、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。

##### < 減免規定の見直し >

使用料の減免規定は、公共施設の活用促進や多様な住民活動の支援などに一定の効果을上げています。

しかしながら、減免により利用のほとんどについて使用料が無料となるような制度は、受益者負担の原則に鑑み、負担の公平性を損なう恐れがあります。

そこで、減免規定の見直しを行い、全額免除の適用範囲をできるだけ限定するなどにより、負担の公平性の確保に努めます。

## (2) 具体的な見直し内容

### 受益者負担の原則の徹底

負担の公平性を確保する観点から、施設の運営管理に要する経費の一定部分を利用者負担に求めるため、有料を原則とする取扱いを徹底する。

### 減免の適用範囲の見直し

減免認定団体を見直し、活動内容等を考慮して、真にやむを得ないと認められるものに限り、例外として減免の適用対象として扱うものとする。

また、共催・後援等、町が関与する行事等に係る利用に対する減免について、町の関与の程度を考慮した基準の設定について検討する。

### 使用料水準の見直し

減免規定の見直しに伴い、これまで全額免除の適用対象とされてきた団体に使用料の負担を求めることとなるため、急激な負担増を避けるとともに、施設の有効利用を促進する観点から、当面、使用料の引き下げを行う。

なお、将来的には、納税者・利用者の双方から理解を得られるよう、施設の運営管理に要する費用（原価）や税と使用料の負担割合のあり方を考慮した水準とするための算定方法を検討するとともに、定期的に見直しを行うものとする。

### 町外利用料金等の設定

町民による有効活用を本来の目的とする公共施設の設置趣旨に鑑み、町外の団体・個人の利用や、入場料を徴収したり、営利を目的とする場合にあっては、割増料金を適用する。

## 4 その他

新たな財源を確保するため、広報誌やホームページ等への宣伝広告の掲載による広告料など、これまでの常識にとらわれない発想により、新たな財源を確保するための施策に取り組みます。

### 取組目標

#### <収入目標額>

H19	0万円（実施準備）
H20	50万円
H21	50万円

### 《具体的な取組》

広報誌等への有料広告の掲載

町の広報媒体や印刷物等に町内企業等の宣伝広告を掲載し、広告料を徴収することにより、自主財源の確保と地域経済の活性化を図ります。

- ・ 広報いけだ
- ・ ホームページ
- ・ ごみ収集カレンダー
- ・ 町営バス など



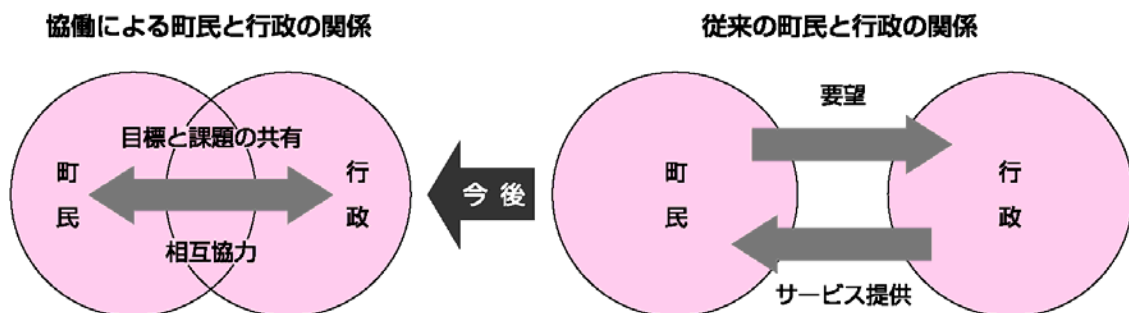
## まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力

長引く景気低迷等により、国では、いわゆる三位一体の改革として、地方交付税と国庫補助金の削減、地方への税源移譲を打ち出しており、地方自治体の運営がますます難しい時代となってきています。一方、個人のライフスタイルが多様化する中で、公共サービスに求められるものも多様化、複雑化してきています。特に、子どもにとって安全・安心な地域の実現、高齢化社会の中でどのようにして幸せに地域で生きるか、そして、地震などの災害時にどのように命を守るかなどの問題は行政のみの力では解決できず、地域住民の主体的な取り組みが求められます。

今後、限りある財源で地域住民の満足度を高める良質のサービスを提供していくためには、住民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりを行う「協働の時代」へとシフトし、取り組んでいく必要があります。

協働の方法としては、まず、住民と行政はまちづくりのパートナーであることをお互いに認め合い、協力してまちづくりを推進する意識を醸成します。その上で、それぞれの役割分担を明確化し、具体的な施策形成につなげていきます。

### 《協働のまちづくり》のイメージ



これまでのまちづくりは、住民の要望などを踏まえ、どちらかという行政が主体となって施策の実現に取り組んできました。また、公共サービスは主に行政が担うという考え方が、住民と行政の双方で一般的でした。

しかしながら、地方分権が進展する一方で、住民ニーズが多様化・高度化とともに変化し続ける中、これらに対応したきめ細やかな公共サービスの提供について、限りある財源で行政がすべてを担うことは困難な状況になっています。

こうした状況において、これからは、住民と行政がお互いに目標と課題を共有し、一緒になって考え、解決していくという協働のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいく必要があります。

このため、住民や自治会、NPO、団体、企業など、地域で生活するすべての人々と行政が、今以上に連携を深めながら、それぞれ責任と役割を分担し、対等な立場で補完・協力しあう「協働のまちづくり」を推進します。

## 《協働のまちづくり》の基本原則

町では、自助・共助・公助の3つの原則を基本とし、住民と町職員が一体となって、まちづくりを推進していきます。

**自 助** = 「自分のことは自分です」

**共 助** = 「地域や団体は、近隣住民のお互いの力を結集して助け合う」

**公 助** = 「自助・共助でできない、町全体に関わることを行政が行う」

## 【協働による取組が期待される具体的な活動】 ~ 例示 ~

### 自助の事例（住民・家庭などでできること）

- ・ ゴミの減量化・分別・リサイクル
- ・ 健康づくり
- ・ 地域福祉、子育て活動等への協力
- ・ 住宅周辺の除雪・道路清掃・草刈等への協力
- ・ 環境美化や景観・自然環境を守る
- ・ 自分の知識を地域に還元する

など

### 共助の事例（自治会などでできること）

- ・ 環境美化（花とハーブの里づくり・花壇設置・管理等）
- ・ ゴミの減量化・分別・リサイクルの推進
- ・ 道路・水路の維持管理・修繕
- ・ 防犯灯やゴミ集積所の維持管理
- ・ 災害に備えた自主防災会活動
- ・ 地域福祉活動（高齢者や障害者への支援、敬老祭開催等）
- ・ 子育て支援（育成会活動、子供を守る安全対策委員会等）
- ・ 交通安全・防犯活動
- ・ 生涯学習の推進（公民館活動等）
- ・ 文書の配布・回覧板の管理
- ・ 伝統文化（祭りや地域芸能）の継承

など

### 住民団体等が行うまちづくり活動への支援

協働への入り口としては、まず町内全体に協働意識を浸透させることを目的に町内33自治会を対象にした事業を推進していきます。

#### 池田町元気なまちづくり事業（平成18年4月から実施）

地域に密着した住民自治組織である自治会活動の発展を支援するため、自治会が地域振興や活性化のために自主的・主体的に取り組むまちづくり活動や、道路・水路等の整備・補修に要する資材経費に対して補助金を交付します。

#### 自治会パートナー制度（平成18年4月から実施）

町民と行政が同じ立場で協働するまちづくりを推進するため、町職員が各自治会のまちづくりに参画し、活動を支援しながら、住民による自主的なまちづくりの発展に寄与できるよう、職員の自治会担当制度「自治会パートナー」を導入します。

### 行政情報の積極的な公開

三位一体の改革により、国から地方への自主財源と権限の委譲が進められる中で、地方公共団体にあつては、それぞれの団体が自らの判断により行政運営を行う裁量が拡大していくこととなります。

こうした状況においては、住民への説明責任の遂行がこれまで以上に求められるとともに、住民と行政との協働によるまちづくりの推進に当たっては、それぞれの実状をお互いが十分に理解し合うことが必要となることから、情報公開を積極的に推進し、かつ、住民等からの提言・意見等の行政運営への反映にも配慮し、公正の確保と透明性の向上に努めます。

#### 《具体的な取組》

- 広報活動の充実による行政情報の共有化
- ・ 広報いけだ、ホームページ、防災行政無線、配付チラシ等
- ・ 町政懇談会〔親しみやすい名称・実施方法を検討〕

### 政策形成への住民参加の促進

まちづくりの主役は住民であり、住民と行政がともに知恵と力を出し合いながら町政を進めていくことが必要です。

そのためには住民の意見を吸い上げるシステムの確立が必要不可欠となりますので、今後とも幅広く建設的な意見を収集できる体制を強化していきます。

#### 《具体的な取組》

- 住民の行政参加機会の確保
- ・ 広報いけだ「お待ちしております！あなたの提案」
- ・ 町長と直接語る「ふれあいトーク IKEDA」
- ・ 町民提案制度
- ・ 電子メールやファックスでの提案受付
- 各種計画策定に係る住民意見の反映
- ・ 委員公募制の活用
- ・ 住民意向アンケート調査

## 元気と魅力あふれるまちづくり

財政状況が非常に厳しい中で自立のまちづくりを推進していくには、徹底した行財政改革に取り組む必要があり、改革の実効性を高めるためには、消極的な施策が中心とならざるを得ませんが、こうした中であっても、町の持続的な発展・振興に向け、地域の特色を活かしつつ、活力を創造するための施策にも取り組んでいかなければなりません。

このため、計画期間の前半においては、歳出削減を中心とした行財政改革の推進に重点的・集中的に取り組むものとし、これらに対する一定の成果が期待できる後半は、元気と魅力あふれるまちづくりの実現に向けた施策を推進する期間と位置付け、収支の均衡・安定に配慮しつつ、財政規模に見合ったまちづくり事業に取り組みます。

なお、まちづくりの推進に当たっては、20年後を見据えて平成17年度に策定した「池田町都市計画マスタープラン」の実現に向けて、プランに掲げる施策の具体化に取り組みます。

現在の人口動態が継続した場合、将来、町の人口は1万人を割り、高齢化率が一層高まることが予想されます。年代別では、10代・20代が減少する一方で、30代以上は増加する傾向にあります。

就学・就職を契機に町外に出た若い世代が再び戻ってきて住みたくするような活力と魅力づくりを、次の3つのプロジェクトにより推進し、自立したまちづくりを目指します。

### 快適居住創出プロジェクト

#### 都市計画マスタープランにおける取組（H18～H37）

多様化する居住環境に対するニーズに応えるため、様々な居住の選択肢を提供し、良好な居住環境の形成を図ります。

- ・ 高齢者対策として若年層の定着に向けた新たな居住拠点の創出を図ります。
- ・ 良好な自然や景観を大切に、安心して心地よく暮らせる居住環境を維持します。
- ・ 様々な居住の選択肢のあるまちを目指します。

#### 種まきとして・・・

まちなかでは、いずれの世代の人口も減少傾向にあり、中でも次代を担う20代～30代の減少が顕著です。

景観と良好な住環境に配慮した住宅地の誘導に向け、平成19年度から具体的な計画策定に着手します。

- ・ 安全、安心で利便性を求める若い世代、子育て世代のまちなか周辺への誘導
- ・ 付随する生活道路の検討
- ・ 評価の高い子育て支援策の更なる充実

眺望に優れた山麓や利便性のよい南部の田園地域の一部では、人口が増加傾向にあります。無秩序な宅地化が招くバラ立ち等による環境条件の悪化や行政サービスの効率性の低下が懸念されるため、集落または連続する地域単位での居住のためのルールづくりに着手します。

良好な自然や農地が残されている郊外の、周囲環境との調和に配慮した持続可能な生活環境づくりについて、専門家の意見を聞くとともに、住民のニーズを把握しながら検討を行います。

## 産業雇用創出プロジェクト

都市計画マスタープランにおける取組（H18～H37）

地産地消を核として地域に根ざした産業を育て、地域雇用を生み出す産業の創出を目指します。

- ・ 地域資源を活かした、雇用を生み出す産業拠点の創出を図ります
- ・ 生産基盤として圃場整備された優良農地を保全します。
- ・ 宅地や商工業施設は適切なエリアへ誘導し、自然環境や営農環境を保全します。

産業の振興は、若者世代の地域定着化をはじめとして、地域の活力・魅力の向上を図る上で大きな効果が期待され、ここに暮らす人々にとって、最も重要なまちづくりの柱となる課題です。地域に根ざした産業の振興・育成を図るため、各施策の推進に取り組めます。

種まきとして・・・

畑地帯総合整備事業の推進により、山麓におけるブドウ等の果樹栽培（遊休桑園の有効利用）を進めるとともに、関連産業の誘致に向けた体制整備などに積極的に取り組めます。

工場経営者、商工会、町による情報交換の場を設け、工業振興方策に係る懇談等を通して施策へのニーズを把握するとともに、景観や道路事情に配慮した工業団地の誘導について、平成 19 年度にプロジェクトチームを設置し、検討を行います。

クラフトパーク・ハーブセンターの活力と魅力を最大限に引き出すための活性化策について、関係者をはじめ、住民の参加を得ながら平成 19 年度中に検討を行い、平成 20 年度以降、財政状況に配慮しつつ、順次、施策の展開に取り組めます。

活性化施設を町の特産物加工・販売の拠点とするため、健全な経営の確保に努め、3 年間で法人化を目指します。

## 美しいまちじっくり満喫プロジェクト

都市計画マスタープランにおける取組（H18～H37）

池田町のいいところを活かし、美しさをじっくり巡り、体験・体感して満喫できるしくみをつくりまします。

- ・ 修景、施設の再生と利活用のしくみの構築で来訪者に楽しみを提供します。
- ・ 森林の多面的な活用を進め、良好な森林環境を維持します。
- ・ 面としての農地の広がりを保全し、眺めて楽しめる田園風景を維持します。
- ・ 岡堰や前川等、連続する水辺空間を保全します。

種まきとして・・・

「美しい日本の歩きたくなる道 500 選」に選ばれた立地条件を活かした観光振興を推進するため、観光推進本部を中心にあらゆる関係者が連携して、住民と来訪者の双方が楽しめるような施策の展開に取り組みます。

町の顔ともいえるべき施設でありながら、観光振興の拠点として活かし切れていない印象の強い施設の運営について、平成 19 年度中に見直しを行います。

### ハープセンター

関係者により設置する検討委員会において、運営管理の抜本的な見直しに向けた検討を行い、これまで以上に住民や来訪者に親しまれ、利用される施設とするための改善の方向性を示します。

### クラフトパーク

訪れるクラフトパークファンの満足度をより高め、利用度の向上に結び付けるための施策を第 5 次総合計画（平成 21 年度～）の重点事業として位置付け、周辺施設等の関係者とともに具体的な方策に向けた検討を行います。

### 大峰高原

人気の高まっている大カエデを中心とした観光振興施策について検討します。また、現在、締結している借地契約が満了する平成 22 年までに、町の関与のあり方、今後の活用の方向性を含めた総合的な対応について検討を行います。

豊科 I.C. から近く、交通至便な立地にある山あいの環境としての東山一帯を、グリーンツーリズムや森林セラピー等の拠点として定着させるため、住民との協働により整備と活用を進めます。

町外からのより円滑なアクセスを確保するため、池田町へのメイン進入路としての（仮称）細野橋建設について、地域高規格道路の早期建設促進と併せて、国県への要望等に取り組みます。

## 第5 今後の財政収支見通し

### 収支不均衡への対応

#### 収支改善に向けた取組目標 【18年度決算見込額との比較】

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
改革実施前の財源過不足額	195	256	234	226	172	128	111	97	70	107
歳入増加	税の徴収対策	0.9	1.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	使用料・手数料の見直し	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	未利用財産の売払い等	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	広告収入等の確保		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	小計	2.4	4.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
歳出削減	人件費削減	32.6	91.2	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7
	補助金等の整理合理化	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	内部管理経費の見直し	2.4	4.8	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	投資的経費の見直し	15.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
	繰出金の抑制	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
小計	65.0	146.0	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9	154.9
収支改善額	67.4	150.3	160.1	160.1	160.1	160.1	160.1	160.1	160.1	160.1
差引過不足額	128	106	74	66	12	32	49	63	90	53

財政調整基金残高が3億円に達するまでは基金に積み立て、以降はまちづくり事業財源に活用

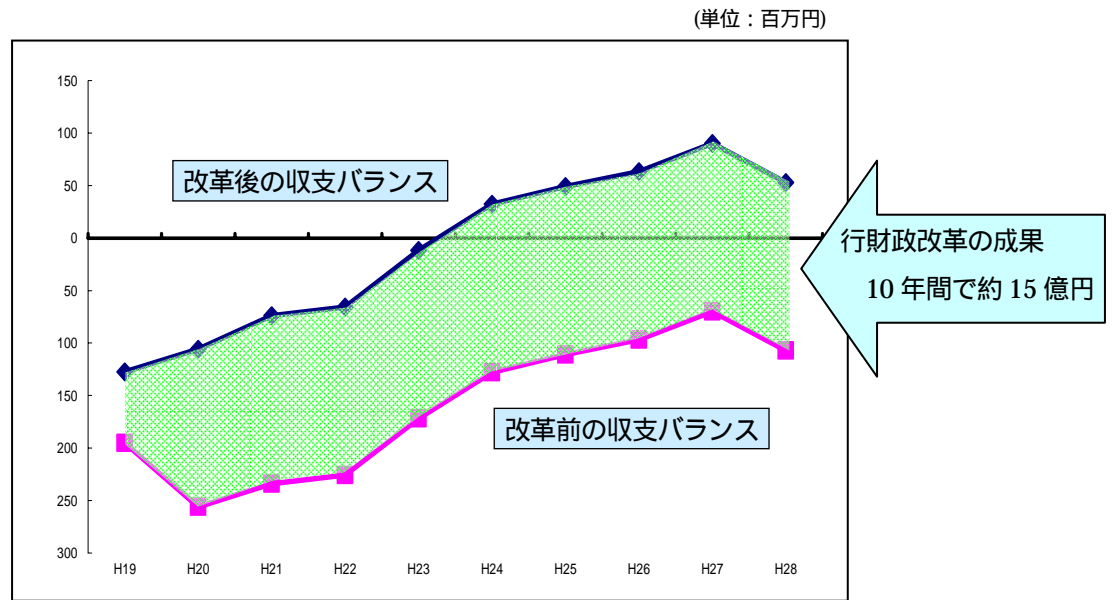
基金残高	515	409	335	270	258	290	300	300	300	300
まちづくり事業財源	0	0	0	0	0	0	39	63	90	53

23年度までは歳出超過となる見込みですが、行財政改革に向けた取組の効果により、改革実施前と比較すると歳入不足額は大幅に縮小し、財政調整基金残高は、最少となる23年度においても2億5,800万円が確保される見通しとなります。

24年度以降においては、人件費や公債費の減少に伴い、単年度の収支バランスが歳入超過に転じる見込みであり、こうして確保される財源を有効に活用して、「元気と魅力あふれるまちづくり」のための事業に積極的に取り組むこととします。

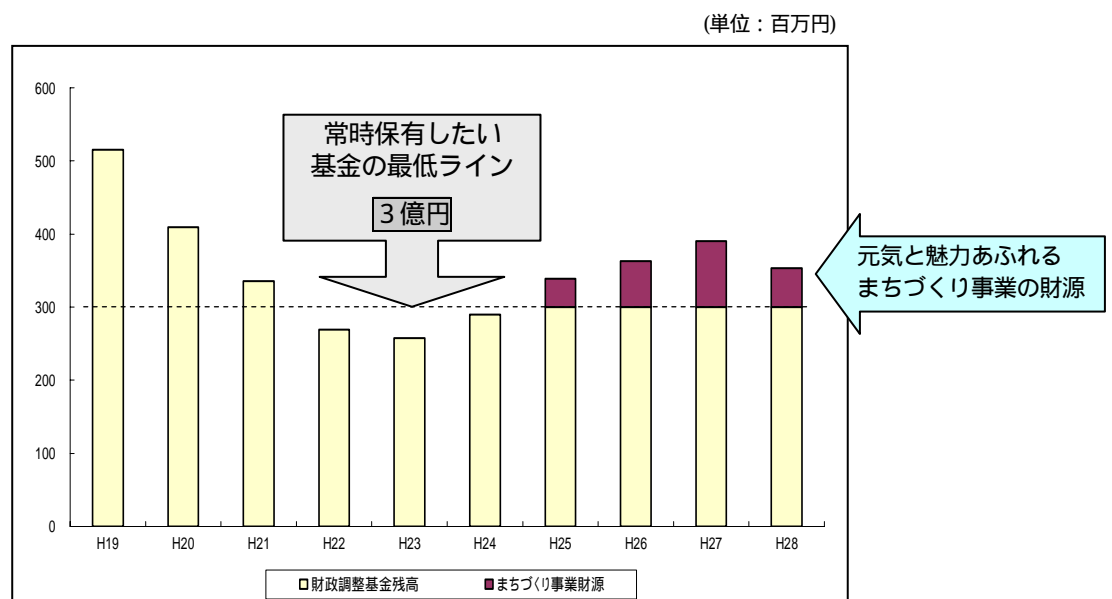
### 単年度の収支バランス推計

まちづくり推進プランにおける行財政改革プログラムを着実に実施した場合、23年度までは歳出超過（赤字）となりますが、24年度以降は歳入が歳出を上回ります。



### プラン取組後の長期財政試算

安定した財政運営を継続していくためには一定水準の基金を確保する必要があることから、歳出超過（黒字）による財源については、まず、財政調整基金の保有残高を3億円とすることを目標に基金へ繰り入れるものとし、この達成以降においては、元気と魅力あふれるまちづくりに向けて取り組む事業の原資として活用します。





## 用語解説

- 1 地方分権  
国が持っていた権限や財源を県や市町村に移して、地域のことは地域で決められるようにすることです。
- 2 三位一体の改革  
地方に対する国の関与を縮小し、地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため  
国庫補助金・負担金の廃止・縮減等  
地方交付税の改革  
税源移譲を含む税源配分の見直し  
の3つの地方税財政改革を同時に進めるものです。
- 3 地方交付税  
各地方公共団体の税収入は、経済の地域格差によって不均衡が大きくなっていますが、この不均衡を是正し、すべての団体が一定水準の妥当な行政サービスを提供できるよう、国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一部を合理的な算定によって地方公共団体に配分する税のことをいし、交付金として交付されます。  
現在、国の三位一体改革のなかで、交付税総額の抑制やあり方などについて、様々な議論がされ、先行きが不透明な状況にあります。
- 4 義務的経費  
歳出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。  
\* 人件費・・・職員給与、議員報酬等  
\* 扶助費・・・生活保護費や児童手当の支給などの各種扶助のための経費  
\* 公債費・・・地方債(町の借入金)の元金・利子などを支払うための経費
- 5 投資的経費  
道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、支出の効果が長期に及ぶ社会資本の整備に要する経費のことを「投資的経費」といし、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。  
この経費の歳出総額に占める割合が高いほど、財政構造に弾力性があるといわれます。
- 6 自主財源・依存財源  
町が自主的に収入することができる財源のことを「自主財源」といし、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などから構成されています。  
一方、国や県の意思によって定められた額を交付される財源のことを「依存財源」といし、地方交付税、国・県支出金や地方債などから構成されています。  
自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされています。
- 7 協働  
異なる立場や環境にある人や異なる考えを持った人たちが相互理解と信頼の下に共通の目的に向かって活動し、今までにない新しいものを創り上げていくことです。  
このプランでは、特に、住民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりに取り組んでいくことを「協働」と捉えています。
- 8 都市計画マスタープラン  
都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。  
池田町では、20年先を見据えたまちづくりに関する基本計画として、平成17年度に以下の内容について定めました。  
・ 将来人口、市街地の規模設定  
・ 土地利用計画  
・ 環境保全、景観形成の方針  
・ 都市施設の整備計画  
・ その他まちづくりの推進に関する施策

## 9 財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標です。

標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、この数値が1を下回る場合には、財源不足を補うために普通交付税が交付されます。なお、1を上回る場合は、普通交付税は交付されませんが、上回る分だけ通常水準を超えた行政活動が可能となるため、財源に余裕があるといえます。

## 10 経常収支比率

財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標です。

町税・地方交付税などといった、使いみちを制限されずに毎年決まって収入される性質の収入<経常的収入>に対する、人件費・公債費・扶助費など、毎年決まって支出しなければならない性質の支出<経常的支出>の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

## 11 行政評価システム

行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを統一的な視点と手段によって客観的に把握、評価し、その結果を総合計画の進行管理や予算に反映させようとする行政運営手法です。

施策や事務事業の重点化や見直しを行うことにより、住民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政を推進するとともに、施策や事務事業の内容を住民にわかりやすく説明し、行政の透明性を向上させることを目的としています。

## 12 公の施設

町民の福祉を増進する目的で、町民の利用に供するために、町が設置する施設のことをいいます。具体的に例示すると、次のような施設などがあります。

- ・ 教育文化施設・・・公民館、図書館、美術館など
- ・ 社会福祉施設・・・総合福祉センター、福祉会館など
- ・ 体育施設・・・・・・総合体育館など

## 13 指定管理者制度

平成15年9月に地方自治法が改正され、町などの地方公共団体が公の施設の管理を地方公共団体以外の団体に任せられる場合の仕組みが、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変更されました。

その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」とされています。

これまで、町の設置する公の施設は、その公共性から、管理する主体が、町、町の出資法人、公共的団体などに限られていましたが、今後は、議会の議決を経て、民間事業者も含めた法人その他の団体が行うことが可能になりました。

(参考) <「指定管理者制度」と「管理委託制度」の違い>

区 分	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分 (「指定」による「管理権限」の委任)	委託契約 (「条例に基づく委託契約」による「管理」の委託)
管理運営主体 (町が施設の管理を行わせることができる者)	・ 民間事業者を含む幅広い団体 (NPO(民間非営利組織)を含み、個人を除く。)	・ 町の出資法人 ・ 公共団体(土地改良区など) ・ 公共的団体(自治会、農協など)
選定手続	・ 条例で定める手続による ・ 議会の議決が必要	・ 地方自治法に定める契約手続による ・ 議会の議決は不要
権限の範囲	使用許可、入場制限、退去命令ができる	できない(町が行う。)
期間の設定	議会の議決を経て協定で定める	契約で定める(年度更新)
行政の関与	指定の取消し、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約の解除等

## 14 受益者負担

行政サービスを利用する人と利用しない人との公平性を確保するため、行政サービスによって利益を受け人から応分の金額を負担していただき、それにより行政サービスの提供に必要な費用の一部を賄うというものです。

## 15 一般行政経費

すべての行政事務に要する経費から、人件費、投資的経費、公債費等を除いたもので、消耗品や備品の購入費、公共施設や庁舎の管理費など様々な行政サービスの提供のために必要な経費です。

## 策 定 経 過

## まちづくり推進プラン検討委員

【任期：平成 18 年 9 月 7 日～平成 19 年 3 月 31 日】

(委員：五十音順)

職 名	氏 名	地 区	備 考
委員 長	薄 井 功	5 丁目	
副委員 長	三 溝 清	1 丁目	
委 員	薄 井 高 子	堀之内	
"	内 堀 利 子	内 鎌	
"	小 林 正 芳	林 中	
"	田 中 学	内 鎌	
"	田 中 昌 吉	滝 沢	
"	寺 島 正 治	吾妻町	
"	中 山 みどり	吾妻町	
"	丸 山 近 子	吾妻町	
"	宮 崎 康 次	中之郷	
"	麿 聖 章	1 丁目	
"	矢 口 督	滝 沢	
"	綿 貫 幹 雄	4 丁目	

## まちづくり推進プラン策定の経過

## 《関係プラン等の策定状況》

- ・ 元気なまちづくり事業補助金交付要綱制定 (H18.1.1 (施行：H18.4.1))
- ・ 都市計画マスタープラン策定 (H18.1.16)
- ・ 行財政集中改革プラン策定 (H18.6.30)

## 《検討委員会の開催状況》

- ・ 第 1 回検討委員会 (H18. 9. 7)
- ・ 第 2 回検討委員会 (H18.10. 4)
- ・ 第 3 回検討委員会 (H18.10.26)
- ・ 第 4 回検討委員会 (H18.11.16)
- ・ 第 5 回検討委員会 (H18.12. 7)
- ・ 第 6 回検討委員会 (H19. 1.11)
- ・ 意見書提出 (H19. 1.23)

## 検討委員から寄せられた主な意見

### 《効率的で効果的な行財政運営の推進》

#### 人件費の削減

- ・ 職員数の削減については、地方分権の流れの中で市町村の業務増加が予測されるが、住民サービスの低下につながらないよう配慮が必要である。
- ・ 議員定数については、2名欠員の現状からすると3名の定数減では財政効果は期待できないのではないか。さらなる削減が必要である。

#### 事務事業の整理合理化

##### <ハーブセンターについて>

- ・ 「花とハーブの里」の顔ともいうべき施設だが、町民にも観光客にも魅力をアピールできるような施設にはなっていないのではないかと感じる。観光振興を進めていく中で、早急にあり方を検討すべきである。
- ・ 商業・サービス業を営む施設でありながら、経営主体が公益法人であるための法制上の制約から、収益事業を自由に行うことができないのは矛盾であり、収益性の向上と公費支出の削減に努める必要がある。
- ・ 現行体制で発展が望めないのであれば、公益事業部門と収益事業部門の経営主体を分離するなど組織についての見直しも必要であり、検討の過程には行政が積極的に関与する必要がある。
- ・ ハーブセンターだけで「花とハーブの里」づくりが進むわけではない。どの家庭にも花やハーブが植えられ、それにより町全体が花とハーブでいっぱいになるような雰囲気にするための取組が必要である。
- ・ 圃場の一部について、管理が行き届いておらず、かえってイメージダウンにつながるのではないかと懸念する。規模縮小を含む見直しや住民参加などの工夫が必要である。
- ・ 指定管理者制度の導入によるメリットがあるのか心配である。今以上に公費負担が増加することのないよう留意する必要がある。

##### <大峰高原について>

- ・ 十分な活用がなされていないのではないかと感じる。アンケートにより住民の意向を把握するとともに、住民との協働による整備を考慮しつつ、今後の活用の方向性を検討すべきである。
- ・ 大カエデの知名度が高まっているが、周辺一帯を含めて森林を活用した特色ある観光スポットとするため、積極的に整備して欲しい。

##### <美術館について>

- ・ より魅力的な施設とし、来館者の増加につなげるための改革が必要であり、指定管理者制度の導入を含め、早期に検討・方向付けを行うべきである。

##### <加工施設について>

- ・ 独立採算が原則であり、町からの補助金がなくても収益が確保できるような経営努力を行わなくてはならない。

##### <大規模公共事業について>

- ・ 中山間地域総合整備事業・畑地帯総合整備事業について、着手から一定期間が経過しているが、一部、進捗率の低い事業が見受けられる。事業効果の早期発現を目指して円滑な実施と早期完了に努められたい。

### 《まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力》

#### 自治会活動について

- ・ 若い人の自治会離れが心配されるが、自治会長など役員への負担が大きいことも原因のひとつではないか。各集落の実情に応じ、役員体制の分散化を図るなど、自治会組織の見直しについて働きかける必要がある。
- ・ 自治会と行政の連携を強化するため、地域の実情に応じた取組による自治会長任期の複数年化（副会長から会長への就任を含む。）が必要である。

### 行政情報の公開・共有について

- ・ 住民と行政の接点のひとつとして町政懇談会が開催されているが、ネーミングも含めて堅苦しいイメージがあるために、あまり普及していないのではないかと感じる。地区単位の行事等に役場担当職員が出かけていたり、事前にアンケートを実施して要望の多い身近なテーマに絞り込んで設定するなど、子どもや若い人を含め、より多くの住民に関心を持ってもらい、参加が得られやすくするための実施方法の工夫が必要である。
- ・ 事務事業評価の実施に際しては、行政内部で完結するのではなく、幅広い分野の住民による意見を反映させるため、外部評価を導入すべきである。

## 《元気と魅力あふれるまちづくり》

### 企業誘致について

- ・ 雇用創出のために、新規の企業誘致を是非とも実現して欲しい。他の自治体では専任担当の配置やトップセールスなどにより成果を上げている事例もあり、行政の積極性・熱意が必要である。当町でも、担当部署を設置し、積極的に取り組んで欲しい。
- ・ 高速道路からのアクセスが良好でなければ企業立地の適地とはならないため、地域高規格道路「松本系魚川連絡道路」など道路整備を考慮した計画策定が必要である。
- ・ 山麓における遊休荒廃桑園の有効利用を図るため、ブドウ等の果樹栽培や関連産業の誘致を積極的に推進すべきである。
- ・ 町の財産である良質な水について、水道水源の余剰供給能力を踏まえ、特産品としての商品化に向けた有効な活用策を研究し、関連企業への働きかけや誘致などに取り組むべきである。

### 土地利用について

- ・ 町の活力向上のためには、ある程度土地の流動化を進め、有効利用を図る必要があると思うが、そのためには環境・景観の保全に配慮しつつ、都市計画による用途地域指定を行う必要がある。

### 人口増対策について

- ・ 団塊の世代の大量退職を間近に控え、都市部に住む町出身者のUターン促進に積極的に取り組むべきである。
- ・ 町内の不動産情報を積極的に収集し、インターネット等により転入希望者向けに提供すべきである。
- ・ 住環境・景観が町のセールスポイントであり、これを活かしたベッドタウン化を積極的に推進すべきである。

### 道路整備について

- ・ 町外との円滑なアクセスを確保するため、高瀬川大橋と高瀬橋との中間地点への（仮称）細野橋の建設に向け、国・県に積極的に働きかけるべきである。

### 農業について

- ・ 休耕田を活用したハーブや花づくりなど、市場価値の高い農産物づくり及び販路開拓を積極的に進めて欲しい。

### 産業振興について

- ・ 特産品の開発や工業の振興に積極的に取り組むため、役場に専任担当部署を設置すべきである。